

昭和四十二年法律第三十五号

登録免許税法

登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の全部を改正する。

目次

- 第一章 総則(第一条—第八条)
- 第二章 課税標準及び税率(第九条—第二十条)
- 第三章 納付及び還付(第二十一条—第三十条)
- 第四章 雜則(第三十二条—第三十五条)
- 附則

- (趣旨) 第一章 総則
- 第一条 この法律は、登録免許税について、課税の範囲、納稅義務者、課税標準、税率、納付及び還付の手続並びにその納稅義務の適正な履行を確保するため必要な事項を定めるものとする。(課税の範囲)
- 第二条 登録免許税は、別表第一に掲げる登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定及び技能証明(以下「登記等」という。)について課する。(納稅義務者)
- 第三条 登記等を受ける者は、この法律により登録免許税を納める義務がある。この場合において、当該登記等を受ける者が二人以上あるときは、これらの者は、連帶して登録免許税を納付する義務を負う。(公共法人等が受ける登記等の非課税)
- 第四条 国及び別表第一に掲げる者が自己のために受ける登記等については、登録免許税を課さない。
- 第五条 別表第三の第一欄に掲げる者が自己のために受けたそれぞれ同表の第三欄に掲げる登記等(同表の第四欄に財務省令で定める書類の添附があるものに限る)の規定がある登記等については、当該書類を添附して受けるものに限る。)(非課税登記等)
- 第六条 次に掲げる登記等(第四号又は第五号に掲げる登記又は登記にあつては、当該登記等がこれらの方に掲げる登記又は登記に該当するものであることを証する財務省令で定める書類を添付して受けるものに限る。)については、登録免許税を課さない。

一 国又は別表第一に掲げる者がこれらの者以外の者に代位してする登記又は登録
政令で定めるもの

外の者に代位してする登記又は登録

式会社の特別清算(同節の規定を同法第八百二十二条第三項(日本にある外国会社の財産についての清算)において準用する場合における同条第一項の規定による日本にある外国会社の財産についての清算を含む。)に関する登記

裁判所の嘱託によりする登記又は登録

四 住居表示に関する法律(昭和三十七年法律第一百十九号)第三条第一項及び第二項又は第四条(住居表示の実施手続等)の規定による住居表示の実施又は変更に伴う登記事項又は登記事項の変更の登記又は登録

五 行政区分、郡、区、市町村内の町若しくは字又はこれらの名称の変更(その変更に伴う地番の変更及び次号に規定する事業の施行に伴う地番の変更を含む。)に伴う登記事項又は登記事項の変更の登記又は登録

六 土地改良法(昭和二十四年法律第一百九十五号)第二条第二項(定義)に規定する土地改良事業又は土地区画整理事業(昭和二十九年法律第一百十九号)第二条第一項(定義)に規定する土地区画整理事業の施行のため必要な土地又は建物に関する登記(政令で定めるものを除く。)

七 都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第二条第一号(定義)に規定する市街地再開発事業、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法(昭和五十年法律第六十七号)第二条第四号(定義)に規定する住宅街区整備事業又は密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成九年法律第四十九号)第二条第五号(定義)に規定する防災街区整備事業の施行のため必要な土地又は建物(当該住宅街区整備事業に係る土地又は建物にあつては、大都市地域における宅地開発及び鉄道整備一体的推進に関する特別措置法(平成元年法律第六十一号)第十七条(大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法の特例)の規定により大都市地域における

る住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第二条第一号に規定する大都市地域とみなされる区域内にある土地又は建物を除く。)に関する登記(政令で定めるものを除く。)

八 國土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第三十二条の二第一項(代位登記)の規定による土地に関する登記

九 入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律(昭和四十一年法律第一百二十六号)第十四条第二項(登記)(同法第二十三条第二項(旧慣使用林野整備の効果等)において準用する場合を含む。)の規定による土地に関する登記

十 墓地に関する登記

十一 滯納処分(その例による処分を含む。)に関する登記又は登録(換価による権利の移転の登記又は登録を除くものとし、滯納処分の例により処分するものとされている担保に係る登記又は登録の抹消を含む。)

十二 登記機関の過誤による登記若しくは登録又はその抹消があつた場合の当該登記若しくは登録の抹消若しくは更正又は抹消した登記若しくは登記の回復の登記若しくは登録

十三 相続又は法人の合併若しくは分割に伴い相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立する法人若しくは分割により設立する法人若しくは事業を承継する法人が、被相続人又は合併により消滅した法人若しくは分割をした法人の受けた別表第一第三十三号から第百六十号までに掲げる登記、特許、免許、許可、認可、認定又は指定を引き続いだり受けた場合における当該登記、特許、免許、認可、認定又は指定

十四 公益社団法人及び公益財團法人の認定等に関する法律(平成十八年法律第四十九号)第九条第一項(名称等)又は第二十九条第五項(公益認定の取消し)の規定による一般社団法人若しくは一般財團法人又は公益社団法人若しくは公益財團法人の名称の変更の登記

十五 外国公館等の非課税

十六 外国政府が当該外国の大使館、公使館又は領事館その他これらに準ずる施設(次項において「大使館等」という。)の敷地又は建物に關して受ける登記については、政令で定めるところにより、登録免許税を課さない。

前項の規定は、同項の外国が、その国において日本国の大使館等の敷地又は建物に関する登

記若しくは登録又はこれらに準ずる行為について課する租税を免除する場合に限り、適用する。

(信託財産の登記等の課税の特例)

第七条 信託による財産権の移転の登記又は登録で次の各号のいずれかに該当するものについては、登録免許税を課さない。

一 委託者に信託のため財産を移す場合における財産権の移転の登記又は登録

二 信託の効力が生じた時から引き続き委託者のみが信託財産の原本の受益者である信託の信託財産を受託者から当該受益者(当該信託の効力が生じた時から引き続き委託者である者に限る。)に移す場合における財産権の移転の登記又は登録

三 受託者の変更に伴い受託者であつた者から新たなる受託者に信託財産を移す場合における財産権の移転の登記又は登録

四 信託の信託財産を受託者から受益者に移す場合であつて、かつ、当該信託の効力が生じた時から引き続き委託者のみが信託財産の原本の受益者である場合において、当該受益者が当該信託の効力が生じた時ににおける委託者の相続人(当該委託者が合併により消滅した場合においては、当該合併後存続する法人又は当該合併により設立された法人)であるときは、当該信託による財産権の移転の登記又は登録を相続(当該受益者が当該存続する法人又は当該設立された法人である場合は、合併)による財産権の移転の登記又は登録とみなして、この法律の規定を適用する。

五 第二十九条第一項若しくは第四項の規定により徴収すべき登録免許税又は国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)第五十六条第一項(還付)に規定する過誤納金に係る登録免許税の納税地は、前項の規定にかかわらず、納稅義務者が次の各号に掲げる場合のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める場所とする。

2 第二十九条第一項若しくは第四項の規定によ

一 この法律の施行地（以下「国内」という。）に住所を有する個人である場合、その住所地二 国内に住所を有せず居所を有する個人である場合、その居所地三 国内に本店又は主たる事務所を有する法人である場合、その本店又は主たる事務所の所在地四 前三号に掲げる場合を除き、国内に事務所、営業所その他これらに準ずるものと有する者である場合、その事務所、営業所その他これらに準ずるものと有するものと所在地（これらが二以上ある場合には、政令で定める場所）五 前各号に掲げる場合以外の場合、政令で定める場所

第二章 課税標準及び税率

（課税標準及び税率）

第九条 登録免許税の課税標準及び税率は、この法律に別段の定めがある場合を除くほか、登記等の区分に応じ、別表第一の課税標準欄に掲げる金額又は数量及び同表の税率欄に掲げる割合又は金額による。

（不動産等の価額）

第十条 別表第一第一号、第二号又は第四号から第四号の四までに掲げる不動産、船舶、ダム使用権、公共施設等運営権、樹木採取権又は漁港課税標準たる不動産、船舶、ダム使用権、公共施設等運営権、樹木採取権又は漁港課税標準等の価額は、当該登記又は登録の時における不動産等の価額による。（この場合において、當該不動産等の上に所有権以外の権利その他处分の制限が存するときは、当該権利その他处分の制限がないものとした場合の価額による。）前項に規定する登記又は登録をする場合において、当該登記又は登録が別表第一第一号又は第二号に掲げる不動産又は船舶の所有権の持分の取得に係るもののであるときは、当該不動産又は船舶の価額は、当該不動産の同項の規定による価額に当該持分の割合を乗じて計算した金額による。前項の規定は、所有権以外の権利の持分の取得に係る登記又は登録についての課税標準の額（一定の債権金額がない場合の課税標準）準として登録免許税を課する場合において、一

定の債権金額がないときは、当該登記又は登録の時における当該登記又は登録に係る債権の価額又は処分の制限の目的となる不動産、動産、立木、工場財團、鉱業財團、漁業財團、港湾運送事業財團、道路交通事業財團、自動車交通事業財團、觀光施設財團、企業担保権、鉄道財團、軌道財團、運河財團、鉱業権、特定鉱業権、試掘権（二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和六年法律第三十八号）第二条第八項（定義）に規定する試掘権をいう。別表第一第一二十二号の一において同じ。）、著作権、出版権、著作隣接権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、回路配線利用権、育成者権、漁業権、入漁権、ダム使用権、公共施設等運営権、樹木採取権又は漁港水面施設運営権に関する権利（以下第十四条までにおいて「不動産等に関する権利」という。）の価額をもつて債権金額とみなす。

2 前条の規定は、前項の不動産等に関する権利の価額について準用する。

（債権金額等の増額に係る変更の登記の場合の課税標準）

第十二条 先取特権、質権又は抵当権につき工事費用の予算金額、債権金額又は極度金額を増加する登記又は登録は、その増加する部分の工事費用の予算金額、債権金額又は極度金額についての先取特権、質権又は抵当権の保存又は設定の登記又は登録とみなして、この法律の規定を適用する。

（課税標準）

第十三条 一の登記官署等において、同時に申請（官庁又は公署の嘱託を含む。次項において同じ。）により同一の債権のために数個の不動産等に関する権利を目的とする先取特権、質権又は抵当権の保存若しくは設定、移転又は信託の登記又は登録（以下この条において「抵当権等の設定登記等」という。）を受ける場合には、これらの抵当権等の設定登記等を一つの抵当権等の設定登記等とみなして、この法律の規定を適用する。

2 第百四十四条第二項（予定された損害賠償額の登録）の規定により登録されている損害賠償の支払金額を増加する登記は、その増加する部分の支払金額についての予定された損害賠償額の支払の登記とみなして、この法律の規定を適用する。

（共同担保の登記等の場合の課税標準及び税率）

第十四条 担保付社債でその総額を二回以上に分割して発行するものの抵当権の設定の登記又は登録については、登録免許税を課さない。この場合は、当該担保付社債につき担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）第六十三条第一項（分割発行の場合の社債発行に関する登記）の規定によつてする登記又は鉄道抵当法（明治三十八年法律第五十三号）第三十条ノ二第二項（四回に分けた発行する担保付社債の登記）の規定によつてする登記を抵当権の設定の登記又は登録とみなし、かつ、その回の当該担保付社債の金額の合計額を債権金額とみなして、この法律の規定を適用する。

2 前項の規定の適用がある担保付社債の抵当権の移転の登記又は登録に係る登録免許税の課税標準は、当該登記又は登録の申請前に発行された当該担保付社債の金額の合計額とする。この場合において、当該担保付社債の金額がないときは、当該登録免許税の課税標準及び税率は当該登記又は登録に係る不動産等に関する権利の件数一件につき千五百円とする。

（課税標準の数量の端数計算）

第十五条 別表第一に掲げる登記又は登録に係る課税標準の金額を計算する場合において、その全額が千円に満たないときは、これを千円とする。

（課税標準の数量の端数計算）

2 別表第一第一二十号に掲げる鉱区若しくは鉱区又は同表第二十二号に掲げる共同開発鉱区の面積に十万平方メートル未満の端数があるときは、その端数を切り捨て、当該面積が十万平方メートルに満たないときは、これを十万平方メートルとする。

（仮登記等のある不動産等の移転登記の場合の税率の特例）

第十六条 別表第一第一二十号（十二）イからへまでの登記に掲げる仮登記がされている同号に掲げる不動産について、当該仮登記に基づき所有権の保存若しくは移転の登記、地上権、永小作権、賃借権若しくは採石権の設定、転貸若しくは移転の登記、配偶者居住権の設定の登記、信託の登記又は相続財産の分離の登記を受ける場合には、これらの登記に係る登録免許税の税率は、当該不動産についての当該登記の同号の税率欄に掲げる割合から次の表の上欄に掲げる登記の区分に応じ同表の下欄に掲げる割合を控除了した割合とする。

（税率の特例）

第十七条 別表第一第一号（十二）イからへまでの登記に掲げる仮登記がされている同号に掲げる不動産について、当該仮登記に基づき所有権の保存若しくは移転の登記、地上権、永小作権、賃借権若しくは採石権の設定、転貸若しくは移転の登記、配偶者居住権の設定の登記、信託の登記又は相続財産の分離の登記を受ける場合には、これらの登記に係る登録免許税の税率は、当該不動産についての当該登記の同号の税率欄に掲げる割合から次の表の上欄に掲げる登記の区分に応じ同表の下欄に掲げる割合を控除了した割合とする。

所有権の保存の登記	千分の二	千分の二	千分の二	千分の二
所有権の相続（相続人に對する遺贈を含む。以下同じ。）又は法人の合併による移転の登記	二	二	二	二
所有権の共有物（その共有物について有していた持分に応じた価額に對応する部分に限る。以下同じ。）の分割による移転の登記	二	二	二	二
所有権のその他の原因による移転の登記	千分の十	千分の五	千分の五	千分の五
地上権、永小作権、賃借権又は採石権の設定又は転貸の登記	千分の千	千分の千	千分の千	千分の千
地上権、永小作権、賃借権又は採石権の相続又は法人の合併による移転の登記	千分の千	千分の千	千分の千	千分の千

(株式会社の設立の場合において当該金額が十五万円に満たないときは十五万円とし、合同会社の設立の場合において当該金額が六万円こ満

第二十二条 登記等（第二十四条第一項に規定する免許等を除く。）を受ける者は、当該登記等（印紙納付）

（電子情報処理組織を使用する方法等による納付の特例）

第十七条の三 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十七年法律第八十七号)第四十六条(特例有限会社の通常の株式会社への移行の登記)の規定による株式会社の設立の登記は、別表第一第二十四号(一)ホに掲げる組織変更による株式会社の設立の登記とみなして、この法律の規定を適用する。
(二)以上の登記等を受ける場合の税額)
第十八条 同一の登記等の申請書(当該登記等が官庁又は公署の嘱託による場合には、当該登記等の嘱託書)により、別表第一に掲げる登記等の区分に応じ二以上の登記等を受ける場合における登録免許税の額は、各登記等につき同表に掲げる税率を適用して計算した金額の合計金額とする。
(定率課税の場合の最低税額)
第十九条 別表第一に掲げる登記又は登録につき同表に掲げる税率を適用して計算した金額が千円に満たない場合には、当該登記又は登録に係る登録免許税の額は、千円とする。
(政令への委任)
第二十条 この章に定めるもののほか、登録免許税の課税標準及び税額の計算に関し必要な事項は、政令で定める。

下における場合その他政令で定める場合には、当該登録免許税の額が三万円以下である場合その他の登録免許税の額が三万円以上である場合その他の登録免許税の額に相当する金額の印紙を当該登記等の申請書に貼り付けて登記官署等に提出することにより、国に納付することができる。（嘱託登記等の場合の納付）

第二十三条 官庁又は公署が別表第一第一号から第三十一号までに掲げる登記等を受ける者のために当該登記等を登記官署等に嘱託する場合には、当該登記等を受ける者は、当該登記等にべき課されるべき登録免許税の額に相当する登記免許税を国に納付し、当該納付に係る領収証書を当該官庁又は公署に提出しなければならない。この場合において、当該官庁又は公署は、当該領収証書を当該登記等の嘱託書（当該官庁又は公署が電子情報処理組織を使用して当該登記等の嘱託を行う場合には、当該登記等に係る登記機関の定める書類。第二十五条及び第三十三条第三項において同じ。）に貼り付けて登記官署等に提出するものとする。

2 前項の場合において、登録免許税の額が三万円以下であるときは、登記等を受ける者は、同項の規定にかかわらず、同項の嘱託する官庁又は公署に対し、当該登録免許税の額に相当する金額の印紙を提出して登録免許税を国に納付することができる。この場合において、当該官庁又は公署は、当該印紙を同項に規定する登記等の嘱託書に貼り付けて登記官署等に提出するものとする。

（免許等の場合の納付の特例）

第二十四条 別表第一に掲げる登記、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明で政令で定めるもの（以下この章において「免許等」という。）につき課されるべき登録免許税について、当該免許等を受ける者は、当該免許等に係る登記機関が定めた期限までに、当該登録免許税の額に相当する登録免許税を国に納付し、当該納付に係る領収証書を当該登記機関の定める書類に貼り付けて登記官署等に提出しなければならない。

2 免許等に係る登記機関は、当該免許等に係る前項の登録免許税の納付及び書類を定めなければならぬ。この場合には、その期限を定めることにより、国に納付することができる。

項の規定による委託を受けた納付受託者(第二十四条の四第一項に規定する納付受託者)をいう。次条において同じ。)は、当該登記等につき課されるべき登録免許税の額に相当する登録免許税又は当該委託を受けた登録免許税を、第二十一条から前条までの規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて財務省令で定めるものにより国に納付することができる。ただし、登記機関が当該財務省令で定める方法による当該登録免許税の額の納付の事実を確認することができない場合として財務省令で定める場合は、この限りでない。

免許等につき課されるべき登録免許税の額に相当する登録免許税を前項に規定する財務省令で定める方法により国に納付する場合には、当該免許等に係る登記機関は、当該免許等につき課されるべき登録免許税の納付の期限を定めなければならぬ。この場合には、その期限を当該免許等をする日から一月を経過する日後としてはならない。

(納付受託者に対する納付の委託)

第二十四条の三 登記等を受ける者は、当該登記等につき課されるべき登録免許税の額に相当する登録免許税を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う納付受託者に対する通知で財務省令で定めるものに基づき納付しようとするときは、当該納付受託者に納付を委託することができる。

前項の規定により免許等につき課されるべき登録免許税の額に相当する登録免許税の納付を委託する場合における前条第二項の規定の適用については、同項中「納付の」とあるのは、「納付の委託の」とする。

登記等を受ける者が第一項の通知に基づき登録免許税を納付しようとする場合において、納付受託者が当該登録免許税の納付の委託を受けたときは、当該委託を受けた日に当該登録免許税の納付があつたものとみなして、国税通則法の延滞税に関する規定を適用する。

(納付受託者)

二 別表第一第一百三十九号 貨物利用運送事業の許可）の一般貨物自動車運送事業の許可
法（平成元年法律第八十二号）第三条第一項
(登録)の第一種貨物利用運送事業の登録若しくは同法第七条第一項(変更登録等)の変更登録、同法第二十条(許可)の第二種貨物利用運送事業の許可若しくは同法第二十五条第一項(事業計画及び集配事業計画)の事業計画の変更の認可、同法第三十五条第一項(登録)の第一種貨物利用運送事業の登録若しくは同法第三十九条第一項(変更登録等)の変更登録又は同法第四十五条第一項(許可)の第二種貨物利用運送事業の許可若しくは同法第四十六条第二項(事業計画)の事業計画の変更の認可
第三別表第一第一百四十一号 倉庫業法（昭和三十一年法律第二百二十一号）第三条(登録)の倉庫業者の登録又は同法第七条第一項(変更登録等)の変更登録
(認定が旅行業者代理業の登録とみなされる場合の取扱い)
第三十四条の四 奄美群島振興開発特別措置法
(昭和二十九年法律第二百八十九号)第十一一条第一項(産業振興促進計画の認定)に規定する産業振興促進計画の同条第八項(同法第十三条第二項(認定産業振興促進計画の変更)において準用する場合を含む。)の認定が別表第一第一百四十二条の規定により旅行業法(昭和二十七年法律第二百三十九号)第三条(登録)の旅行業者代理業の登録とみなされる場合における奄美群島振興開発特別措置法第十一條第五項の同意をした者について、当該産業振興促進計画に係る同条第一項の規定による申請を当該同意をした者の当該登録に係る申請とみなして、前章及びこの章の規定を適用する。
2 小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和四十四年法律第七十九号)第十一條第一項(産業振興促進計画の認定)に規定する産業振興促進計画の同条第八項(同法第十三条第二項(認定産業振興促進計画の変更)において準用する場合を含む。)の認定が別表第一第一百四十二条の規定により旅行業法第三条の旅行業者代理業の登録とみなされる場合における小笠原諸島振興開発特別措置法第十一條第五項の同意をした者については、当該産業振興促進計画に係る同条第一項の規定による申請を当該同意をした者の当該

登録に係る申請とみなして、前章及びこの章の規定を適用する。

くは第三種鉄道事業の許可又は軌道法（大正十年法律第七十六号）第三条（事業の特許）

その他前項の規定の適用に関し必要な事項は、財務省令で定める。

一般貨物自動車運送事業の許可）の一般貨物自動車運送事業の許可

登録に係る申請とみなして、前章及びこの章の規定を適用する。
(認定等が鉄道事業の許可等とみなされる場合の取扱い)

くは第三種鉄道事業の許可又は軌道法（大正十年法律第七十六号）第三条（事業の特許）の軌道事業の特許

その他前項の規定の適用に関し必要な事項は、
財務省令で定める。

(認定等が鉄道事業の許可等とみなされる場合の取扱い) 第三十四条の五 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成十九年法律第五十九号)第二十七条の二第一項(地域旅客運送サービス継続事業の実施)に規定する地域旅客運送サービス継続実施計画の同法第二十七条の三第二項(地域旅客運送サービス継続実施計画の認定)(同条第七項において準用する場合を含む。)の認定若しくは同法第二十七条の十四第一項(地域公共交通利便増進事業の実施)(同法第二十九条の九(鉄道事業再構築事業等に関する規定の準用)において準用する場合を含む。)に規定する地域公共交通利便増進実施計画の同法第二十七条の十五第二項(地域公共交通利便増進実施計画の認定)(同条第七項において準用する場合及びこれらの規定を同法第二十九条の九において準用する場合を含む。)の規定による公表が次に掲げる規定により当該各号に定める登記等とみなされる場合における同法第二十七条の二第三項の同意をした者若しくは同法第七条の十四第四項の同意をした者若しくは同項に規定する協定締結実施主体(以下この条において「協定締結実施主体」という。)又は当該交通手段再構築実証事業計画に定められた同法第二十九条の四第一項に規定する交通手段再構築実証事業の同条第二項第二号の実施主体(以下この条において「実施主体」という。)については、当該地域旅客運送サービス継続実施計画に係る同法第二十七条の三第一項の規定による申請若しくは当該地域公共交通利便増進実施計画に係る同法第二十七条の十五第一項の規定による申請又は当該交通手段再構築実証事業計画に係る同法第二十九条の四第四項の規定による協議の申出を、これらの同意をした者若しくは協定締結実施主体又は実施主体の当該登記等に係る申請とみなして、前章及びこの章の規定を適用する。

（は第三種鉄道事業の許可又は軌道法（大正十年法律第七十六号）第三条（事業の特許）の軌道事業の特許）

二 別表第一第一百一十五号 道路運送法（昭和二十六年法律第八十九号）第四条第一項（一般旅客自動車運送事業の許可）の一般旅客自動車運送事業の許可又は同法第十五条第一項（事業計画の変更）の事業計画の変更の認可

三 別表第一第一百一十五号の三 道路運送法（昭和七十九条（登録）の自家用有償旅客運送者の登録又は同法第七十九条の七第一項（変更登録等）の変更登録）

四 別表第一第一百三十三号 海上運送法（昭和二十四年法律第八十七号）第三条第一項（一般旅客定期航路事業の許可）の一般旅客定期航路事業の許可又は同法第二十条第一項（貨客定期航路事業）の貨客定期航路事業の登録若しくは同法第二十二条第一項（一般不定期航路事業）の一般不定期航路事業の登録（公表が自家用有償旅客運送者の登録とみなされる場合の取扱い）

第三十四条の六 地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第十七条の三十六第一項（地域住宅団地再生事業計画の作成）に規定する地域住宅団地再生事業計画の同条第二十九項（同条第三十項において準用する場合を含む。）の規定による公表が別表第一第一百一十五号の三の規定により道路運送法第七十九条（登録）の自家用有償旅客運送者の登録又は同法第七十九条の七第一項（変更登録等）の変更登録とみなされる場合における地域再生法第十七条の三十六第十五項の同意をした者については、当該地域住宅団地再生事業計画に係る同条第二十七項の同意を得るための申出を同条第十五項の同意をした者の当該登録又は変更登録に係る申請とみなして、前章及びこの章の規定を適用する。（電子情報処理組織等を使用した登記等の申請等）

第三十五条 登記等を受ける者又は官庁若しくは公署が電子情報処理組織を使用して当該登記等の申請又は嘱託を行つた場合には、当該登記等の申請又は嘱託は、書面により行われたものとみなして、この法律その他登録免許税に関する法令の規定を適用する。

二 前項に規定する場合において、第四条第二項に規定する財務省令で定める書類の添付の方法

3 財務省令で定める。

3 登記を受ける者又は官庁若しくは公署が不動産登記法(平成十六年法律第二百二十三号)第十八条(申請の方法)(他の法令において準用する場合を含む。)の規定により磁気ディスクを提出して登記の申請又は嘱託を行つた場合は、当該登記の申請又は嘱託(当該磁気ディスクに係る部分に限る。)は、書面により行われたものとみなして、この法律その他登録免許税に関する法令の規定を適用する。

4 前項の場合(登記の申請に必要な情報の全部を記録した磁気ディスクを提出して登記の申請又は嘱託を行つた場合に限る。)において、当該登記につき課されるべき登録免許税の額に相当する登録免許税を第二十一条から第二十三条までの規定により国に納付するときは、第二十一条中「当該登記等に係る登記官署等の使用による電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。)と当該登記等の申請又は嘱託をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織(以下「電子情報処理組織」という。)を使用して」とあり、及び第二十三条第一項中「電子情報処理組織を使用して」とあるのは、「磁気ディスクを提出して」と読み替えて適用するものとする。

5 第二項の規定は、第三項に規定する場合について準用する。

(施行期日)

附 則 抄

(経過規定の原則)

第二条 この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後の登録免許税法(以下「新法」といふ。)の規定は、昭和四十二年八月一日以後に受け登記の登録税は、同年八月一日以後最初に該建物について権利に関する登記の申請(官

2年七月三十一日以前に受ける床面積の増加に係る登記の登録税は、同年八月一日以後最初に該建物について権利に関する登記の登記の登録税については、なお従前の例による。

(建物の床面積の増加に係る登記の登録税の免

序又は公署の嘱託を含む。以下同じ。)をするときは、前条の規定にかかわらず、納付することを要しない。

(不服申立て等に係る免許等についての課税の特例)

第六条 前条の規定の適用がある場合を除き、同条に規定する登記等の申請をした者が昭和四十二年七月三十一日以前に当該申請に係る処分を受けたことにより不服申立て又は訴えの提起をしている場合において、当該不服申立て又は訴えについての裁決又は判決により当該申請に係る登記等を受けるときは、当該登記等については、登録免許税を課さない。

(不動産登記に係る不動産価額の特例)

第七条 新法別表第一の第一号に掲げる不動産の登記の場合における新法第十条第一項の課税標準の不動産の価額は、当分の間、当該登記の申請の日の属する年の前年十二月三十一日現在又は当該申請の日の属する年の一月一日現在において地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第三百四十二条第九号(固定資産税に関する用語の意義)に掲げる固定資産課税台帳に登録された当該不動産の価格を基礎として政令で定める価額によることができる。

(倉庫業法の改正に伴う許可に係る課税の特例)

第八条 倉庫業法の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第二百八十八号)附則第二項(経過規定)に規定する倉庫業を営んでいる者で同項の規定により倉庫業法第三条(営業の許可)の許可の申請の手続をした者が、当該申請に係る新法別表第一の第三十九号の(一)に掲げる倉庫業の許可を受ける場合における当該許可に係る登録免許税の課税標準及び税率は、新法第九条の規定にかかるが、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(経過措置の政令への委任)

第十二条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (昭和四二年七月一三日法律第五六号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から施行する。

第一条 この法律は、公布の日から施行する。たゞ、附則第六条及び附則第十三条から第三十一条までの規定は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

第一条 この法律は、公布の日から施行する。たゞ、附則第六条及び附則第十三条から第三十一条までの規定は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

<p>附 則 (昭和四三年五月三〇日法律第七号) 抄</p> <p>(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。</p>	<p>附 則 (昭和四二年七月二九日法律第九七号) 抄</p> <p>(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。</p>
<p>附 則 (昭和四三年六月一日法律第八四号) 抄</p> <p>(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。</p>	<p>附 則 (昭和四二年八月一日法律第一二号) 抄</p> <p>(施行期日) 第一条 この法律は、昭和四十二年十二月一日(以下「施行日」という。)から施行する。</p>
<p>附 則 (昭和四三年六月一日法律第八六号) 抄</p> <p>(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して六箇月を行する。</p>	<p>附 則 (昭和四二年八月一五日法律第一三四号) 抄</p> <p>(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。</p>
<p>附 則 (昭和四三年六月三日法律第八九号) 抄</p> <p>(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して六箇月を行する。</p>	<p>附 則 (昭和四二年八月一六日法律第一三五号) 抄</p> <p>(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。</p>

<p>附 則 (昭和四四年六月三日法律第九一号) 抄</p> <p>(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。</p>	<p>附 則 (昭和四四年一月一〇日法律第八六号) 抄</p> <p>(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して百二十日を経過した日から施行する。</p>
<p>附 則 (昭和四四年六月三日法律第三八号) 抄</p> <p>(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。</p>	<p>附 則 (昭和四四年六月三日法律第三八号) 抄</p> <p>(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。</p>
<p>附 則 (昭和四五年五月一七日法律第五五号) 抄</p> <p>(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。</p>	<p>附 則 (昭和四五五年三月二八日法律第八九号) 抄</p> <p>(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して百二十日を経過した日から施行する。</p>
<p>附 則 (昭和四五年三月二八日法律第八九号) 抄</p> <p>(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して百二十日を経過した日から施行する。</p>	<p>附 則 (昭和四五五年三月二八日法律第八九号) 抄</p> <p>(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して百二十日を経過した日から施行する。</p>

<p>附 則 (昭和四五年五月一七日法律第五五号) 抄</p> <p>(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。</p>	<p>附 則 (昭和四五五年三月二八日法律第八九号) 抄</p> <p>(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して百二十日を経過した日から施行する。</p>
<p>附 則 (昭和四五五年五月一七日法律第五五号) 抄</p> <p>(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。</p>	<p>附 則 (昭和四五五年五月一七日法律第五五号) 抄</p> <p>(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して百二十日を経過した日から施行する。</p>
<p>附 則 (昭和四五五年五月一七日法律第五五号) 抄</p> <p>(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。</p>	<p>附 則 (昭和四五五年五月一七日法律第五五号) 抄</p> <p>(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して百二十日を経過した日から施行する。</p>
<p>附 則 (昭和四五五年五月一七日法律第五五号) 抄</p> <p>(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。</p>	<p>附 則 (昭和四五五年五月一七日法律第五五号) 抄</p> <p>(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して百二十日を経過した日から施行する。</p>

<p>附 則 (昭和四五五年五月一七日法律第五五号) 抄</p> <p>(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。</p>	<p>附 則 (昭和四五五年五月一七日法律第五五号) 抄</p> <p>(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して百二十日を経過した日から施行する。</p>
<p>附 則 (昭和四五五年五月一七日法律第五五号) 抄</p> <p>(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。</p>	<p>附 則 (昭和四五五年五月一七日法律第五五号) 抄</p> <p>(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して百二十日を絏過した日から施行する。</p>
<p>附 則 (昭和四五五年五月一七日法律第五五号) 抄</p> <p>(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。</p>	<p>附 則 (昭和四五五年五月一七日法律第五五号) 抄</p> <p>(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して百二十日を絏過した日から施行する。</p>
<p>附 則 (昭和四五五年五月一七日法律第五五号) 抄</p> <p>(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。</p>	<p>附 則 (昭和四五五年五月一七日法律第五五号) 抄</p> <p>(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して百二十日を絏過した日から施行する。</p>

は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (昭和六〇年一二月一〇日法律第
九五号) 抄

(施行期日) この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (昭和六一年四月一八日法律第二
六号) 抄

(施行期日等) この法律は、公布の日から施行する。

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超える範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (昭和六一年五月二三日法律第六
六号) 抄

(施行期日) この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (昭和六一年五月二七日法律第七
四号) 抄

(施行期日) この法律は、公布の日から起算して二年を超えて一月を超過する範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (昭和六一年二月四日法律第九
三号) 抄

(施行期日) この法律は、公布の日から起算して六年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第一条 この法律は、公布の日から起算して六年を超えて一月を超過する範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (昭和六一年五月二六日法律第三
〇号) 抄

(施行期日) この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (昭和六一年五月二九日法律第四
〇号) 抄

(施行期日) この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (昭和六二年六月一日法律第四
一号) 抄

(施行期日) この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(施行期日) 第一条 この法律は、昭和六十三年四月一日から施行する。

附 則 (昭和六二年六月二日法律第四
二号) 抄

(施行期日) この法律は、昭和六十二年十月一日から施行する。

附 則 (昭和六二年六月二日法律第六〇
号) 抄

(施行期日) この法律は、昭和六十二年六月二日から施行する。

附 則 (昭和六二年六月二日法律第六一
号) 抄

(施行期日) この法律は、昭和六二年六月二日から施行する。

附 則 (昭和六二年六月二日法律第六一
四号) 抄

(施行期日) この法律は、昭和六二年六月二日から施行する。

附 則 (昭和六二年六月二日法律第六一
八号) 抄

(施行期日) この法律は、昭和六二年六月二日から施行する。

附 則 (昭和六二年一月一五日法律第一
一四号) 抄

(施行期日) この法律は、昭和六二年一月一五日から施行する。

附 則 (昭和六二年一月一五日法律第一
八号) 抄

(施行期日) この法律は、昭和六二年一月一五日から施行する。

附 則 (昭和六二年一月一五日法律第一
八号) 抄

(施行期日) この法律は、昭和六二年一月一五日から施行する。

附 則 (昭和六三年五月三一日法律第七
二号) 抄

(施行期日) この法律は、昭和六三年五月三一日から施行する。

附 則 (昭和六三年五月三一日法律第七
七号) 抄

(施行期日) この法律は、昭和六三年五月三一日から施行する。

附 則 (昭和六三年五月三一日法律第七
七号) 抄

(施行期日) この法律は、昭和六三年五月三一日から施行する。

同項第二号の事業の施行のため必要な土地又は建物に関する登記についての前条の規定による改正後の登録免許税法第五条第六号の規定の適用については、同号中「規定する事業」とあるのは、「規定する事業のうち農用地開発公団法の一部を改正する法律(昭和六十三年法律第四十四号)による改正前の農用地開発公団法第十九条第一項第一号イ若しくはロ若しくは同項第二号(業務の範囲)に規定する事業」とする。

附 則 (昭和六三年五月二十四日法律第六
六号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、昭和六十二年十月一日から施行する。

附 則 (昭和六三年五月二十四日法律第六
六号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、昭和六三年五月二十四日から施行する。

附 則 (平成元年六月二八日法律第六
二号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成元年六月二九日法律第八
二号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成元年六月二九日法律第八
二号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成元年六月二九日から施行する。

<p>附 則 (平成二年六月二九日法律第六二)</p> <p>1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p> <p>附 則 (平成三年三月一五日法律第三三)</p> <p>1 この法律は、平成三年四月一日から施行する。</p> <p>附 則 (平成三年四月二六日法律第四五)</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p> <p>附 則 (平成三年四月二六日法律第四六)</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次条、附則第四条、第五条及び第七条から第二十四条までの規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p> <p>附 則 (平成三年四月二六日法律第四六)</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から起算して一年ただし、第二十条及び附則第十条から第二十四条までの規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p> <p>附 則 (平成三年五月二日法律第六六)</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p> <p>附 則 (平成三年五月一五日法律第七五)</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、平成四年二月一日から施行する。ただし、第二条並びに附則第三条、第四条、第六条及び第七条の規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p>

<p>(施行期日) 第一条 この法律は、平成四年十月一日から施行する。</p> <p>附 則 (平成四年五月二九日法律第六四) (施行期日) 号 抄</p>
<p>第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p> <p>附 則 (平成四年六月五日法律第七七) (施行期日) 号 抄</p>
<p>第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p> <p>附 則 (平成四年六月二六日法律第八七) (施行期日) 号 抄</p>
<p>第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第九条及び第二十七条の改正規定並びに第七章中第四十三条の二を第四十三条の三とし、第四十三条の次に一条を加える改正規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から、第八条第一項に一号を加える改正規定、第十九条の次に二条を加える改正規定、第二十六条第二項の改正規定(「第一項第二号」の下に「及び第三号」を加える部分に限る)、第四十六条中第三号を第七号とし、第二号の次に四号を加える改正規定(同条第四号に係る部分に限る)及び附則第六条の規定は、この法律の施行の日から一年を経過した日から施行する。</p>

附 則 (平成五年一月一九日法律第九〇号) 抄
第一条 この法律は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。
附 則 (平成六年六月二九日法律第五六十号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、平成六年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
第一項 第一条中健康保険法第二十三条の改正規定、同法第二十三条ノ二の改正規定、同法第三十七条ノ二の改正規定、同法第七十一条ノ三の改正規定、同法第七十一条ノ四の改正規定及び同法第七十六条の改正規定(同法附則第三条、第五条、第八条及び第九条第六項の改正規定を含む)並びに第二条中船員保険法の目次の改正規定(「福祉施設」を「福祉事業」に改める部分に限る)、同法第三章の章名の改正規定、同法第二十三条第二項の改正規定、同法第五十条ノ四の改正規定、同法第三章第九節の節名の改正規定、同法第五十七条ノ二の改正規定(同法第五十九条ノ二第一項の改正規定及び同法第六十条の次に一条を加える改正規定並びに第三条中国民健康保険法の目次の改正規定(「保健施設」を「保健事業」に改める部分に限る)、同法第六章の章名の改正規定、同法第八十二条の改正規定及び同法第一百六十条の次に一条を加える改正規定並びに第四条中老人保健法第五条の改正規定、同法第十二条の改正規定及び同法第二十五条に一項を加える改正規定並びに同法第二十九条の規定並びに附則第三十条の規定並びに附則第五十六条の規定並びに附則第六十一条の規定 平成七年四月一日(その他の経過措置の政令への委任)
第六十七条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。
附 則 (平成六年六月二九日法律第七六号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律の規定は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
一 略

附 則 (平成二年一月八日法律第一) (施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次に掲げる規定は、同年四月一日から施行する。
附 則 (平成一三年三月三〇日法律第六) (施行期日) 第一条 この法律は、平成十三年三月三十一日から施行する。ただし、次に掲げる規定は、同年四月一日から施行する。
附 則 (平成一三年六月二九日法律第八) (施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
附 則 (平成一四年五月七日法律第三三) (施行期日) 第一条 この法律は、平成十五年四月一日から施行する。
附 則 (平成一四年七月三一日法律第九) (施行期日) 第一条 この法律は、平成十四年七月一日から施行する。
附 則 (平成一四年五月一〇日法律第三) (施行期日) 第一条 この法律は、平成十五年八月一日から施行する。
附 則 (平成一四年七月三一日法律第九) (施行期日) 第一条 この法律は、公社法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
附 則 (平成一四年六月七日法律第六〇) (施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
附 則 (平成一四年七月三一日法律第一) (施行期日) 第一条 この法律は、民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律第九十九号)の施行の日から施行する。

十七 第四条中登録免許税法別表第一第四十七条号の二及び第四十八条号の改正規定（同号（二）に掲げる登録に係る部分に限る。）電波法及び有線電気通信法の一部を改正する法律（平成十六年法律第四十七号）附則第一条第三号に定める日

十八 第四条中登録免許税法別表第一に次のようすに加える改正規定（同表第五十四号に係る部分に限る。）警備業法の一部を改正する法律（平成十六年法律第五十号）の施行の日

（登録免許税法の一部改正に伴う経過措置）

第十四条 この附則に別段の定めがあるものを除き、第四条の規定による改正後の登録免許税法（以下この条において「新登録免許税法」といいう。）の規定は、施行日以後に受ける登記又は登録に係る登録免許税について適用し、施行日前に受けた登記又は登録に係る登録免許税については、なお従前の例による。

2 新登録免許税法別表第一第二十九号の三、第二十九号の五から第二十九号の十三まで、第三十号の二、第三十号の三、第三十一号の二、（三）、第三十三号の二（二）、第三十三号の三、第三十四号（三）若しくは（四）、第三十四号の三（二）若しくは（三）、第三十四号の四、第三十四号の五、第三十四号の六（二）若しくは（三）、第三十四号の八、第三十四号の九、第四十号の三、第四十号の四、第四十号の六、第四十二号（三）、第四十三号（三）、第四十三号の二（二）、第四十四号（二）若しくは（三）、第四十五号（二）、第四十五号の三（二）若しくは（三）、第四十六号（二）、第四十六号の二、第四十七号の二（二）、第四十八号（三）から（六）まで、第四十八号の四又は第五十一号から第五十三号までに掲げる登録（第八項の規定により読み替えて適用される同表第四十号の五に掲げる登録を含む。）の申請書を施行日前に当該登録の事務をつかさどる官署又は団体に提出した者が施行日以後に当該申請書に係る登録を受ける場合は、新登録免許税法第二十四条の二の規定は、適用しない。

3 公益法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備に関する法律（平成十五年法律第一百一号。以下この項及び第五項において「厚生労働省関係法律整備法」という。）附則第五条第二項の規定により厚生労働省関係法律整備法第四条の規定による改正後の労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第十四条、

第三十八条第一項、第四十四条の二第一項、第六十一条第一項又は第七十五条第三項の規定による登録を受けているものとみなされている者が厚生労働省関係法律整備法の施行の日以後最初に受けたこれらの規定による登録（施行日以後に受けるものに限る。）は、それぞれ新登録免許税法別表第一第二十九号の十二に掲げる登録とみなして、新登録免許税法の規定を適用する。

4 新登録免許税法別表第一第二十九号の十二

（一）、第二十九号の十三、第三十号の二、第四十七号の二（二）、第四十八号（三）から（五）まで又は第四十八号の四に掲げる登録の申請書を施行日前に当該登録の事務をつかさどる官署又は団体に提出した者が施行日以後に当該申請書に係る登録を受ける場合において、当該申請書の提出に際し当該登録に係る手数料の納付をしているときは、当該納付をした手数料の額は、新登録免許税法の規定により納付すべき登録免許税の額の全部又は一部として納付したものとみなして、新登録免許税法の規定を適用する。

5 厚生労働省関係法律整備法附則第六条第二項の規定により厚生労働省関係法律整備法第五十五条の規定による改正後の作業環境測定法（昭和四十一年法律第二十八号）第五条又は第四十四条第六十一条の規定による登録を受けているものとみなされている者が厚生労働省関係法律整備法の施行の日以後最初に受けるこれらの規定による登録（施行日以後に受けるものに限る。）は、それぞれ新登録免許税法別表第一第二十九号の十三（一）に掲げる登録とみなして、新登録免許税法の規定を適用する。

6 施行日から平成十八年三月三十一日までの間に受ける新登録免許税法別表第一第三十号の二に掲げる登録に係る同号の規定の適用については、同号（一）及び（二）中「十五万円」とあるのは「三万円」と、同号（三）中「三万円」とあるのは「一万円」とする。

7 新登録免許税法別表第一第三十四号の六（二）又は（三）に掲げる登録の申請書を平成十七年一月一日前に当該登録の事務をつかさどる官署又は団体に提出した者が施行日から平成十七年六月三十日までの間に当該申請書に係る登録を受ける場合には、当該登録については、登録免許税を課さない。

8 施行日から附則第一条第十二条に定める日の前までの間に受けた新登録免許税法別表第一

<p>附 則 (平成一七年四月一日法律第二百二十九号) 抄</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p> <p>附 則 (平成一七年五月二日法律第三十九号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p> <p>(登録免許税法の一 部改正に伴う経過措置)</p> <p>第八条 附則第三条第一項に規定する者及び同条第二項の規定により従前の例による衛生検査技師の免許を受ける者については、所得税法等の一部を改正する等の法律(平成十八年法律第十二号)第五条の規定による改正前の登録免許税法(昭和四十一年法律第三十五号)別表第一(第二十三号)(六)の規定は、なおその効力を有する。</p> <p>附 則 (平成一七年五月六日法律第四〇号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p> <p>附 則 (平成一七年五月二〇日法律第四一五号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、平成十七年十一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一 略</p> <p>二 第二条並びに次条から附則第四条まで及び附則第八条から第十二条までの規定、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日</p> <p>附 則 (平成一七年五月二〇日法律第四六号) 抄</p>

けた者が、施行日以後に受ける新登録免許税法別表第一「五百五十二号」(一)に掲げる登録に係る同号(一)の規定の適用については、同号(二)中「登録及び同法第四十九条第一項(測量士及び測量士補の登録)の測量士が受ける登録」とあるのは「登録」と、「九万円」とあるのは「三万円」とする。

(その他の経過措置の政令への委任)

第二百十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一八年五月一七日法律第三百五十二号)抄

(施行期日) 平成一八年五月一七日法律第三百五十二号抄

(施行期日) 平成一八年五月一七日法律第三百五十二号抄

第一条 この法律は、平成十八年七月一日から施行する。

附 則 (平成一八年五月一七日法律第三百五十二号)抄

(施行期日) 平成一八年五月一九日法律第四百五十二号抄

(施行期日) 平成一八年五月一九日法律第四百五十二号抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して十月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第一条中港湾法第五十六条の二の二の改正規定、同条の次に十八条を加える改正規定並びに同法第五十六条の三第二項及び第四項並びに第六十一条から第六十三条までの改正規定並びに第三条の規定並びに附則第六条、第八条、第九条、第十条第一項、第十一條、第十二条、第十七条、第十九条及び第二十条の規定 平成十九年四月一日

附 則 (平成一八年五月一九日法律第四百五十二号)抄

(施行期日) 平成一八年五月一九日法律第四百五十二号抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して十月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 及び二 略

三 第二条中道路運送車両法の目次の改正規定、同法第二十二条の見出しの改正規定及び同条に四項を加える改正規定、同法第九十六条の四第一項の改正規定、同法第六章の二の次に一章を加える改正規定、同法第一百条第一項の改正規定、同法第一百二条第一項及び第二項の改正規定(同条第一項第一号の改正規定を除く)、司法第一百七条第七号の改正規定、

同法第百十条第一項の改正規定（同項第三号中「第九十六条の九」の下に「（第九十六条の十九において準用する場合を含む。）」を加える部分及び同項第十号に係る部分に限る。）並びに同法第百十三条の改正規定並びに附則第十六条及び第二十六条（登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）別表第一（第百二十四号の改正規定に限る。）の規定）公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日
（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
附 則（平成一八年六月一四日法律第六六号）抄
この法律は、平成十八年証券取引法改正法の施行の日から施行する。
附 則（平成一八年六月二一日法律第八〇号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。
附 則（平成一八年六月二一日法律第八三号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、平成十八年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
一 第十条並びに附則第四条、第三十三条规定
二 第三十六条まで、第五十二条第一項及び第二項、第一百五条、第一百二十四条並びに第一百三十一条から第一百三十三条までの規定
三 二から四まで 略
五 第四条、第八条及び第二十五条並びに附則第十六条、第十七条、第十八条第一項及び第二項、第十九条から第三十一条まで、第八十八条、第八十二条、第八十八条、第九十二条、第一百一条、第一百四条、第一百七条、第一百八条、第一百十五条、第一百六条、第一百八十八条、第一百二十九条並びに第一百二十九条の規定 平成二十年十月一日
（処分、手続等に関する経過措置）
第一百三十二条 この法律の施行前に改正前のそれの法律（これに基づく命令を含む。以下この

2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により届出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく命令に別段の定めがあるものを除き、これを、改正後のそれぞれの法律中の相当の規定により手續がされていないものとみなして、改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

(その他の経過措置の政令への委任)

第三百三十三条 附則第三条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成一八年一二月二〇日法律第六一四号抄）

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 及び 二 略

三 第三条の規定並びに附則第十六条、第四十条、第四十二条及び第六十五条の規定（施行日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日）

附 則（平成一九年三月三〇日法律第六号抄）

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 から 六まで 略

七 次に掲げる規定（信託法（平成十八年法律第一百八号）の施行の日）

イから二まで 略
本 第五条中登録免許税法第十四条第一項の
改正規定、同法別表第一第三号の改正規定
定、同表第二十八号の次に次のように加え
る改正規定、同表第三十五号（九）の改正
規定、同表第三十八号の改正規定及び同表
第三十九号の改正規定

（登録免許税法の一部改正に伴う経過措置）

第五十一条 第五条の規定による改正後の登録免
許税法（第十四条第一項、別表第一第三号、同
表第二十八号の二、同表第三十五号（九）及び
同表第三十八号を除く。）の規定は、施行日以
後に受けた登記、登録又は認定に係る登録免許
税について適用し、施行日前に受けた登記、登
録又は認定に係る登録免許税については、なお
従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第一百五十八条 この附則に規定するもののほか、
この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令
で定める。

**附 則（平成一九年五月一一日法律第三
六号）抄**

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月
を超えない範囲内において政令で定める日から施
行する。ただし、第一項中産業活力再生特別
措置法第二条に五項を加える改正規定（同章第
二十項及び第二十一項に係る部分に限る。）及び
同法第四章中第三十三条を第五十七条とし、
同条の次に一節を加える改正規定（同章中第三
十三条を第五十七条とする部分を除く。）並び
に附則第九条及び第十二条の規定は、公布の日
から起算して一年六月を超えない範囲内におい
て政令で定める日から施行する。

（政令への委任）

第九条 附則第二条から前条までに定めるものの
ほか、この法律の施行に関し必要な経過措置
は、政令で定める。

（調整規定）

更（整備法第三条第一項ただし書に規定する定款の変更に基づく名称の変更を含む。）を行ふ場合の登記で次に掲げるもの

イ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第三百一一条第二項第二号に掲げる事項の変更の登記並びに同項第四号、第七号及び第九号から第十七号までに掲げる事項（同項第四号に掲げる事項にあっては、「一般社団法人の存続期間に限る。」）の変更の登記（同項第二号に掲げる事項の変更の登記と併せてするものに限る。）

ロ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第三百十二条第二項第一号に掲げる事項の変更の登記

ハ 整備法第二十二条第四項に規定する登記整備法第一百三十三条第一項の規定により一般財団法人又は一般財団法人が整備法第四十五条の認可を取り消され整備法第四十二条第二項に規定する特例民法法人（次号において「特例民法法人」という。）となる場合における該一般社団法人又は一般財団法人の解散の登記

五 次に掲げる場合における登記等に係る名義人の名称の変更の登記等

イ 整備法第二十五条第二項に規定する特例無限責任中間法人が整備法第三十二条の規定による手続を終了して一般社団法人となる場合

ロ 特例民法法人が整備法第四十四条の認定を受けて公益社団法人又は公益財団法人となる場合

ハ 特例民法法人が整備法第四十五条の認可を受けて通常の一般社団法人又は一般財团法人となる場合

二 前二号に規定する場合のいずれかに該当するとき。

（この法律の公布の日が平成二十年四月一日後となる場合における経過措置）

第一百十九条の二 この法律の公布の日が平成二十一年四月一日後となる場合におけるこの法律による改正後のそれぞれの法律の規定の適用に關する必要な事項（この附則の規定の読み替えを含む。）その他この法律の円滑な施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。（その他の経過措置の政令への委任）

第一百二十条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則		(平成二〇年五月一一日法律第二十六)
(施行期日)		第一 条 この法律は、平成二十年十月一日から施行する。
附 則 (平成二〇年五月一三日法律第三)		第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
九号抄 (平成二〇年五月一三日法律第四)		第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
附 則 (平成二〇年五月三〇日法律第四)		第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、附則第五条の規定はこの法律の公布の日から、第二条並びに次条並びに附則第三条、第八条及び第九条の規定は平成二十二年四月一日から施行する。
八号抄 (平成二〇年五月三〇日法律第四)		第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。
(施行期日)		附 則 (平成二〇年五月三〇日法律第四)
九号抄 (平成二〇年五月三〇日法律第四)		第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
(施行期日)		附 則 (平成二〇年五月三〇日法律第四)
第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。		第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。
(施行期日)		附 則 (平成二〇年五月三〇日法律第四)
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。		第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。
附 則 (平成二〇年六月六日法律第五)		第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。
(施行期日)		附 則 (平成二〇年六月六日法律第五)
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。		第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。
附 則 (平成二〇年六月六日法律第五)		第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。
(施行期日)		附 則 (平成二〇年六月六日法律第五)
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。		第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。
附 則 (平成二〇年六月六日法律第六)		第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。
(施行期日)		五号抄 (平成二〇年六月一八日法律第七)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。		第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
附 則 (平成二〇年六月一八日法律第七)		五号抄 (平成二〇年六月一八日法律第七)
(施行期日)		第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
附 則 (平成二〇年六月三一 日法律第一)		第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
(施行期日)		附 則 (平成二〇年六月三一 日法律第一)
第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。		第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。
(施行期日)		附 則 (平成二〇年六月三一 日法律第一)
第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。		第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。
(税制の抜本的な改革に係る措置)		第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。
第一百四条 政府は、基礎年金の国庫負担割合の二分の一への引上げのための財源措置並びに年金、医療及び介護の社会保険給付並びに少子化に対処するための施策に要する費用の見通しを踏まえつつ、平成二十年度を含む三年以内の景気回復に向けた集中的な取組により経済状況を好転させることを前提として、遅滞なく、から令和元年までの期間をいう。の半ばまでに		第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。

持続可能な財政構造を確立することを旨とするものとする。

3 前項の改革を具体的に実施するための施行期日等を法制上定めるに当たっては、景気回復過程の状況、国際経済の動向等を見極め、予期せざる経済変動にも柔軟に対応できる仕組みとするものとし、当該改革は、不断に行政改革を推進すること及び歳出の無駄の排除を徹底することに一段と注力して行われるものとする。

第一項の措置は、次に定める基本的方向性により検討を加え、その結果に基づいて講じられるものとする。

一 個人所得課税については、格差の是正及び所得再分配機能の回復の観点から、各種控除及び税率構造を見直し、最高税率及び給与所得控除の上限の調整等により高所得者の税負担を引き上げるとともに、給付付き税額控除（給付と税額控除を適切に組み合わせて行う仕組みその他これに準ずるもの）を用いる。の検討を含む歳出面も合わせた総合的な取組の中で子育て等に配慮して中低所得者世帯の負担の軽減を検討すること並びに金融所得課税の一體化を更に推進すること。

二 法人課税については、国際的整合性の確保及び国際競争力の強化の観点から、社会保険料を含む企業の実質的な負担に留意しつつ、課税ベース（課税標準とされるべきものの範囲をいう。第五号において同じ。）の拡大とともに、法人の実効税率の引下げを検討すること。

三 消費課税については、その負担が確実に国民に還元されることを明らかにする観点から、消費税の全額が制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する費用に充てられることが予算及び決算において明確化されることを前提に、消費税の税率を検討すること。その際、歳出面も合わせた視点に立つて複数税率の検討等の総合的な取組を行うことにより低所得者への配慮について検討すること。

四 自動車関係諸税については、簡素化を図るとともに、厳しい財政事情、環境に与える影響等を踏まえつつ、税制の在り方及び暫定税率（租税特別措置法及び地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則に基づく特例による税率をいう。）を含む税率の在り方を

(政令への委任)

(政令への委任)
第十三条 この附則に規定するもののほか、この法律(附則第一条第二号及び第三号に掲げる規定にあつては、当該規定)の施行に関し必要な

条第一号に掲げる規定の施行の日前である場合には、前条の規定は、適用しない。
(政令への委任)

(登録免許税法の一部改正に伴う調整規定)
第四条 この法律の施行の日が福島復興再生特

(政令への委任)
第二十七条 この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（平成二四年四月六日法律第二七
則）抄号附則（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成二四年六月二七日法律第四
七号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から

施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

四 附則第十七条、第二十一条から第二十六条まで、第三十七条、第三十九条、第四十一条から第四十八条まで、第五十条、第五十五条

条、第六十一条、第六十五条、第六十七条、第七十一条及び第七十八条の規定施行日から起算して十月を経るまでの範囲内において改

令で定める日
附 則（平成二四年八月一〇日法律第五
二号）

（施行期日）
七号 指

附 則（平成二四年八月二二日法律第六
えない範囲内において政令で定める日から施行
する。）

七号) 抄
この法律は、子ども・子育て支援法の施行の
日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規

定は、当該各号に定める日から施行する。
第二十五条及び第七十三条の規定 公布の日
附 則 (平成二四年九月五日法律第七六)

(施行期日) 二〇一〇年六月一日

第一條 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（施行期日）抄 附則（平成二四年九月五日法律第八四号）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第三条並びに附則第七条、第九条から第十三条まで及び第十六条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

規定、同法附則第十五条の改正規定、同法附則第三十三条の二第一項の改正規定、同法附則第三十三条の三の改正規定、同法附則第三十四条の二並びに第三十六条第一項及び第二項の改正規定、第三条の規定並びに次条第一項及び第三項、附則第三条第一項及び第二項、第四条、第五条、第八条（金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）第三百二十二条の改正規定に限る。）並びに第九条から第十三条までの規定公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

六 附則第二十三条の規定 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年法律第八十号）の公布の日又はこの法律の公布の日のはずれか遅い日

七 附則第十八条及び第十九条の規定 労働者の派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十七号）の施行の日又は第一号に掲げる規定の施行の日のいずれか遅い日

（登録免許税法の一部改正に伴う調整規定）

第十一条 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日が附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日前である場合は、前条のうち、登録免許税法第三十四条の次

条第一号に掲げる規定の施行の日前である場合には、前条の規定は、適用しない。
(政令への委任)
第二十七条 この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。
附 則 (平成二四年四月六日法律第二十七号)
施行期日
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
附 則 (平成二四年六月二七日法律第四七号)
抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一から三まで 略
四 附則第十七条、第二十一条から第二十六条
第五条 (登録免許税法の一部改正に伴う調整規定)
措置法 (平成二十四年法律第二十五号) 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日前である場合に、前条のうち、登録免許税法別表第一第一百二十五号の改正規定中、「流通機能向上事業に係る許認可等の特例」とあるのは、「第二項(貨物自動車運送事業法の特例)」と、「資源生産性革新計画の変更の認定又は」を「資源生産性革新計画の変更」とあるのは、「総合効率化計画の認定又は」を「総合効率化計画」と、同表第一百三十九号の改正規定中「(流通機能向上事業に係る許認可等の特例)」とあるのは、「第二十二条の二第一項若しくは第二項(貨物利用運送事業法の特例)」と、「第四十八条第一項の規定」を「第四十八条第一項」とあるのは、「第二十二条の三第一項若しくは第二項(貨物利用運送事業法の特例)」の規定を「第二十二条の三第一項(貨物利用運送事業法の特例)」の規定とする。

第一条、第三十三条から第三十九条まで、第四十四条、第四十六条並びに第四十八条の規定、附則第五十条の規定（第六号に掲げる改正規定を除く。）、附則第五十二条の規定（第六号に掲げる改正規定を除く。）、附則第五十四条、第五十七条の規定、附則第五十五条の規定（第六号に掲げる改正規定を除く。）、附則第五十九条中高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成十七年法律第二百四号）第二条第五項第二号の改正規定（同法第五十四条）を「同条第十二項」に、「同条第十八項」を「同条第十六項」に改める部分に限る。）並びに附則第六十五条、第六十六条及び第七十条の規定 平成二十七年四月一日

、附則第五十二条中登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）別表第三の二十四の項の改正規定、附則第五十五条及び第五十六条の規定、附則第五十九条の規定（第三号に掲げる改正規定を除く。）並びに附則第六十条の規定 平成二十八年四月一日までの間ににおいて政令で定める日

第七十二条 附則第三条から第四十一条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二六年六月二十五日法律第八四号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第六条の規定は、公布の日から施行する。
(政令への委任)

第六条 附則第三条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 (平成二六年六月二七日法律第九一號) 抄
この法律は、会社法の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

附 則 (平成二六年六月二七日法律第九二號) 抄
この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二七年五月二二日法律第二六号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二七年五月七日法律第二〇一號) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

附 則 (平成二七年五月二九日法律第三一号) 抄
(施行期日)

第一項の規定、第五条中健康保険法第九十一条第二項及び第九十五条第六号の改正規定、同法第一百五十三条第一項の改正規定、同法附則第四条の四の改正規定、同法附則第五条の改正規定、同法附則第五条の二の改正規定、同法附則第五条の三の改正規定並びに同条の次に四条を加える改正規定、第七条中船員保険法第七十条第四項の改正規定及び司法第八

十五条第二項第三号の改正規定、第八条の規定並びに第十二条中社会保険診療報酬支払基
金法第十五条第二項の改正規定並びに次条第一項並びに附則第六条から第九条まで、第十
五条、第十八条、第二十六条、第五十九条、
第六十二条及び第六十七条から第六十九条ま
での規定、公布の日

二 第二条、第五条（前号に掲げる改正規定を除く。）、第七条（前号に掲げる改正規定を除く。）、第九条、第十一条（前号に掲げる改正規定を除く。）及び第十四条の規定並びに附
則第十六条、第十七条、第十九条、第二十一
条から第二十五条まで、第三十三条から第四
十四条まで、第四十七条から第五十一条まで
で、第五十六条、第五十八条及び第六十四条
の規定 平成二十八年四月一日

附 則（平成二七年六月二四日法律第四
七号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一及び二 略

三 第二条中電気事業法目次の改正規定、同法第三十五条第一項の改正規定、同法第五章の章名の改正規定及び同法第六十六条の二の改正規定並びに第四条、第七条、第十一条及び第十四条の規定並びに次条、附則第二十二条、第六项、第二十八条第五项、第三十五条、第三十六条（附則第十八条第一項及び第四项、第十九条第二項及び第四项、第二十六条第一項及び第四项並びに第三十二条第一項及び第四项に係る部分に限る。）、第三十九条、第四十条、第四十九条、第五十条（第五项を除く。）、第五十一条から第五十三条まで、第五十五条から第六十二条まで、第六十三条（第四项を除く。）、第六十四条から第六十八条まで及び第七十六条の規定、附則第七十七条の規定（第五号に掲げる改正規定を除く。）、附

則第七十八条第七項から第十項までの規定、附則第八十三条の規定（第五号に掲げる改正規定を除く。）、附則第八十四条の規定並びに附則第八十五条中登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）別表第一第一百三号の改正規定（公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日）

附則第十六条及び第八十六条の規定（公布

第九条中社債、株式等の振替に関する法律第二百六十九条の改正規定（第六十八条第二項）を「第八十六条第一項」に改める部分に限る。）、第二十二条中民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第五十六条第三項及び附則第四条の改正規定、第四十一条中保険業法附則第一条の二の十四第一項の改正規定、第四十七条中保険業法等の一部を改正する法律附則第十六条第一項の改正規定、第五十一條中株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法第二十七条の改正規定、第七十八条及び第七十九条の規定、第八十九条中農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律附則第二十六条第一項の改正規定並びに第百二十四条及び第百二十五条の規定、公布の日

おいて準用する商業登記法第百四十五条」と読み替える」に改める部分を除く。)並びに同法正規定及び同法第二十五条の改正規定(「第二十三条の二まで、」を「第十九条の三まで(登記申請の方式、申請書の添付書面、申請書に添付すべき電磁的記録、添付書面の特例)、第二十一条から」に、「第十五号及び第六号」を「第十四条号」に改める部分を除く。)第三十二条中投資信託及び投資法人に関する法律第九十九条第一項の改正規定(「第三百五十五条第一項本条及び第四項」の下に「から第六項まで」を加える部分を除く。)同法第一百六十四条第四項の改正規定、同法第一百六十六条第二項第八号の次に一号を加える改正規定、同法第一百七十七条の下に「同法第一百四十六条の二中「商業登記法」と、同法第二十四条第七号中「若しくは第三十条第二項若しくは」とあるのは「若しくは」とを削り、「第一百七十五条」との下に「同法第一百四十五条」とあるのは「投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第九十九号)第一百七十七条において準用する商業登記法」と改める部分に限る。)同法第一百四十五条の次に五条を加える改正規定、同法第六十五条第二項、第七十四条から第七十六条まで及び第七十七条第四項の改正規定、同法第八十五条の改正規定、同法第四十六条第一項の改正規定、同法第七章第七節中第四十八条の八十七条の四第四項の改正規定並びに同法第九十一条第一項第十二号の次に一号を加える改正規定、第三十六中労働金庫法第七十八条から第八十条まで及び第八十一条第四項の改正規定(前号に掲げる部分を除く。)、第三十八条中金融機関の合併及び転換に関する法律第六十四条第一項の改正規定、第四十条の規定(同条中協同組織金融機

項」とあるのは「保険業法第五十三条の十二第二項」と、同法第一百四十六条の二中「商業登記四項」と、同法第一百四十五条と、同法第一百四十八条百五号)第六十七条において準用する商業登記法(「とあるのは「保険業法(平成七年法律第百四十四条第一項並びに第九十六条の十四第一項及び第二項の改正規定、同法第九十六条の十六第四項の改正規定(「並びに」を「及び」に改め、「及び第四項」を削る部分に限る)、同法第一百六十九条の五第三項を削る改正規定、同法第一百七十二条及び第一百八十三条第二項の改正規定、同法第二百六十六条の改正規定(「並びに」を「及び」に改め、「及び第四項」を削る部分に限る)、同法第一百一号及び第二項(印鑑の提出)を削り、「第一号」に改める部分及び「において」の下に「、同法第十二条第一項第五号中「会社更生法(平成十四年法律第百五十四号)」とあるのは「金融機関等の更生手続の特例等に関する法律」と)を加える部分を除く)並びに同法第三百三十三条第一項第十七号の次に「号を加える改正規定、第四十三条中金融機関等の更生手続の特例等に関する法律(百六十二条第一項後段を削る改正規定、同法第三百五十五条第一項後段を削る改正規定、第四十五条中資産の流動化に関する法律の改正規定(「第二十二条第二項第七号の次に「号を加える改正規定、同法第三百三十五条第一項後段及び第三百五十五条第一項後段を削る改正規定、同法第一百八十三条第一項の改正規定(「第二十七条」を「第十九条の三」に、「印鑑の提出」を)、第二十一条から第二十七条まで(「に改める部分、「同法第二十四条第七号中「書面若しくは第三十一条第二項若しくは第三十一条第二項に規定する譲渡人の承諾書」とあるのは「書面」と)を削る部分及び「準用する会社法第五百七条第三項」と)の下に「同法第一百四十六条の二中「商業登記法」とあるのは「資産の流動化に関する法律(平成十年法律第百五号)」第百八十三条第一項において準用する商業登記法(「資産の流動化に関する法律(百八十三条第一項において準用する商業登記法第百四十五条」

と」を加える部分を除く。) 及び同法第三百六条第一項第十七号の次に一号を加える改正規定、第四十八条の規定、第五十条中政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律第十五条の三の改正規定(「第三項を除く。」)を削る部分に限る。)、第五十二条、第五十三条及び第五十五条の規定、第五十六条中酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第六十七条第二項各号」とを削る部分に限る。)、同法第三十九条、第五十六条第六項、第五十七条及び第六十七条から第六十九条までの改正規定、同法第七十八条の改正規定(前号に掲げる部分を除く。)並びに同法第八十三条の改正規定並びに同法第九十三条の改正規定(前号に掲げる部分を除く。)、第七十一条中医療組合法第八十三条から第八十三条まで及び第九十条第四項の改正規定並びに同法第九十二条の改正規定(前号に掲げる部分を除く。)、第七十七条中農業協同組合法第四十六条の三の六及び第七十条の二十一第六項の改正規定並びに同法第九十三条の改正規定(同条第四号中「第五十二条の三」を「第五十一条の三第一項」に改める部分を除く。)、第七十七条の規定、第八十条中農村負債整理組合法第二十四条第一項の改正規定(第十七条(第三項ヲ除ク)を「第十七条」に改める部分に限る。)、第八十一条中農業協同組合法第三十六条第七項の改正規定、同法第四十三条の六の次に一条を加える改正規定、同法第四十三条の七第三項の改正規定及び同法第一百一条第一項第四十号の次に一号を加える改正規定、第八十三条中漁船損害等補償法第七十一条から第七十三条までの改正規定及び同法第八十三条の改正規定(前号に掲げる部分を除く。)、第八十七条中森林組合法第五十条第七項の改正規定、同法第六十条の三の次に一条を加える改正規定、同法第六十条の四第三項及び第一百条第二項の改正規定並びに同法第一百二十二条第一項第十二号の次に一号を加える改正規定、第八十九条中農林中央金庫及び特定農水規

産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律第二十二条第二項の改正規定、第九十条中農林中央金庫法第四十六条の三の次に一条を加える改正規定、同法第四十七条第三項の改正規定及び同法第一百条第一項第十六号の次に一号を加える改正規定、第九十三条中中小企業等協同組合法の目次の改正規定、同法第四章第二节第一款及び第二款の款名を削る改正規定、同法第九十三条から第九十五条まで、第十九条第四項及び第九十七条第一項の改正規定並びに同法第一百三条の改正規定（「、第四十八条」を「、第五十一条」に、「並びに第百三十二条を「、第百三十二条から第百三十七条まで、並びに第百三十九条」に改める部分及び同法第四十八条第二項中「会社法第九百三十条第二項各号」とあるのは「中小企業等協同組合法第九十三条第二項各号」と「を削る部分に限る。」並びに第百三十九条の規定（同条中商品先物取引法第十八条第二項の改正規定、同法第二十九条の改正規定の改正規定（前号に掲げる部分に限る。）並びに同法第五十八条、第七十七条第二項及び第一百四十四条の十一第二項の改正規定を除く。）、第十九条中輸出入取引法第十九条第一項の改正規定（第八項）の下に「、第三十八条の六」を加える部分を除く。）、第一百条の規定（同条中小企業団体の組織に関する法律第百十三条规定（第百三十三条の改正規定を除く。）、第一百二条中技術研究組合法の目次の改正規定、同法第八章第二節の節名の改正規定、同章第三節、第一百五十九条第三項から第五項まで及び第一百六十条第一項の改正規定並びに同法第一百六十八条の改正規定（「、第四十八条」を「、第五十二条」に、「並びに第百三十二条」を「、第百三十二条から第百三十七条まで、並びに第百三十九条」とあるのは「技術研究組合法第二項各号」とあるのは「技術研究組合法第二百五十六条第二項各号」と、同法第五十条第一項、「」を削る部分に限る。）、第一百七条の規定（前号に掲げる改正規定を除く。）並びに第一百五十六条第二項各号の規定（前号に掲げる改正規定を除く。）並びに書に規定する規定の施行の日

(号) 附則抄 (令和二年三月三日法律第八)

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。

附 則 (令和二年五月二二日法律第三〇九号)抄	第一 条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
附 則 (施行期日) 号 抄	第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
附 則 (施行期日) 号 抄	第一条 この法律は、公布の日から起算して六年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
附 則 (施行期日) 号 抄	第一条 この法律は、令和三年四月一日から施行する。
附 則 (施行期日) 号 抄	第一条 この法律は、令和二年六月一二日法律第四九号に定める日から施行する。
附 則 (施行期日) 号 抄	第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
附 則 (施行期日) 号 抄	第一条 中電気事業法目次の改正規定（電気事業者）を「電気事業者等の」に、「供給命令等」を「災害等への対応」に、「第三十三条」を「第三十四条」に、「第三十四条」を「第三十四条の二」に改める部分に限る）、同法第二十六条の次に二条を加える改正規定、同法第二十七条の十二の改正規定、同法第二十七条の二十六第一項の改正規定、同法第二十七条の二十九の改正規定、同法第二章第七節第一款の款名の改正規定、同法第二十八条の改正規定、同法第二十九条の改正規定、同法第二十一条の改正規定、同法第二十一条第五款の款名の改正規定、同法第二十一条第五款に一条を加える改正規定、同法第二十一条第九号の改正規定及び同法第二百二十条第四号の改正規定、第五条の第六款中第三十四条を第三十四条の二とす

規定（第三号に掲げる改正規定を除く。）並びに第六条中電気事業法等の一部を改正する法律附則第十六条第四項の改正規定（「第六条の十一」を「第六十六条の十」に改める部分に限る。）及び同法附則第二十三条第三項の改正規定並びに附則第六条、第七条第九条から第十二条まで及び第二十八条の規定定公 布の日

附 則（令和二年六月一二日法律第五〇号）抄
(施行期日)

（第一条）この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第二十七条の規定 公 布の日

二 第三条中金融商品取引法第八百五十六条の六十三から第百五十五条の六十六までの改正規定、同法第八百五十六条の七十四第一項第一号の改正規定、同法第八百五十六条の七十五の改正規定、同法第八百九十八条の六の改正規定及び同法第二百八十八条第二十六号の二の改正規定並びに第十四条の規定並びに附則第三条から第十六条まで、第二十条（登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）別表第一第四十九号の改正規定に限る。）、第二十一条（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）別表第一の十二の二の項の改正規定に限る。）、第二十五条（金融庁設置法（平成十年法律第八十号）第四条第一項第三号ナの改正規定に限る。）及び第二十六条の規定 公 布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

（政令への委任）

（第二十七条）この附則に規定するもののほか、以下の法律の施行に関する必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

各号に定める日から施行する。

一 第三条中介護保険法附則第十三条（見出しを含む。）及び第十四条（見出しを含む。）の改正規定、第四条中健康保険法等の一部を改正する法律附則第八百三十条の二第一項の規定

二 抵当権の信託の登録									
本抹消した登録の回復若しくは変更の登録へ登録の抹消									
正若しくは変更の登録へ登録の抹消									
九 動産の譲渡又は債権の譲渡若しくは質権の設定の登記									
(一) 動産の譲渡の登記									
(二) 債権の譲渡又は質権の設定の登記									
(三) (一) 又は(二)に掲げる登記の存続期間を延長する登記									
(四) 登記の抹消									
十 著作権の登録(著作権の信託の登録を含む。)									
(一) 著作権の移転の登記									
(二) 著作権の移転の登記									
(三) (一) 又は(二)に掲げる登記の存続期間を延長する登記									
(四) 登記の抹消									
十一 出版権の登録(出版権の信託の登録を含む。)									
(一) 出版権の設定の登記									
(二) 出版権の移転の登記									
(三) (一) 又は(二)に掲げる登記の存続期間を延長する登記									
(四) 登記の抹消									
(五) 信託の登録									
(六) 登記の抹消									
(七) 登記の抹消									
十二 著作隣接権の登録(著作隣接権の信託の登録を含む。)									
(一) 著作隣接権の移転の登録									
(二) 著作隣接権を目的とする質権の設定の登録									
(三) 特許権若しくは専用実施権を目的とする質権の移転の登録									
(四) 専用実施権を目的とする質権の移転の登録									
(五) 特許権若しくは専用実施権を目的とする質権の移転の登録									
(六) 登記の抹消									
(七) 登記の抹消									
十三 特許権の登録(特許権の信託の登録を含む。)									
(一) 特許権の移転の登記									
(二) 特許権の登録									
(三) 特許権の登記の抹消									
(四) 特許権の登記									
(五) 特許権の登記									
(六) 登記の抹消									
(七) 登記の抹消									
十四 実用新案権の登録(実用新案権の信託の登録を含む。)									
(一) 実用新案権の移転の登記									
(二) 実用新案権の登記									
(三) 実用新案権の登記の抹消									
(四) 実用新案権の登記									
(五) 実用新案権の登記									
(六) 登記の抹消									
(七) 登記の抹消									
十五 債権の信託の登録									
(一) 債権の信託の登録									
(二) 債権の信託の登録									
(三) 債権の信託の登録									
(四) 債権の信託の登録									
(五) 債権の信託の登録									
(六) 債権の信託の登録									
(七) 債権の信託の登録									
(八) 債権の信託の登録									
(九) 債権の信託の登録									
(十) 債権の信託の登録									
(十一) 債権の信託の登録									
(十二) 債権の信託の登録									
(十三) 債権の信託の登録									
(十四) 債権の信託の登録									
(十五) 債権の信託の登録									
(十六) 債権の信託の登録									
(十七) 債権の信託の登録									
(十八) 債権の信託の登録									
(十九) 債権の信託の登録									
(二十) 債権の信託の登録									
(二十一) 債権の信託の登録									
(二十二) 債権の信託の登録									
(二十三) 債権の信託の登録									
(二十四) 債権の信託の登録									
(二十五) 債権の信託の登録									
(二十六) 債権の信託の登録									
(二十七) 債権の信託の登録									
(二十八) 債権の信託の登録									
(二十九) 債権の信託の登録									
(三十) 債権の信託の登録									
(三十一) 債権の信託の登録									
(三十二) 債権の信託の登録									
(三十三) 債権の信託の登録									
(三十四) 債権の信託の登録									
(三十五) 債権の信託の登録									
(三十六) 債権の信託の登録									
(三十七) 債権の信託の登録									
(三十八) 債権の信託の登録									
(三十九) 債権の信託の登録									
(四十) 債権の信託の登録									
(四十) 債権の信託の登録									
(四十) 債権の信託の登録									
(四十) 債権の信託の登録									
(四十) 債権の信託の登録									
(四十) 債権の信託の登録									
(四十) 債権の信託の登録									
(四十) 債権の信託の登録									
(四十) 債権の信託の登録									
(四十) 債権の信託の登録									
(四十) 債権の信託の登録									
(四十) 債権の信託の登録									
(四十) 債権の信託の登録									
(四十) 債権の信託の登録									
(四十) 債権の信託の登録									
(四十) 債権の信託の登録									
(四十) 債権の信託の登録									

(二) 試掘区域の増減による試掘権の変更の登録											
イ 試掘区域の増加又は試掘区域の減少による変更の登録											
ロ その他の原因による移転の登録											
(三) 試掘権の移転の登録											
イ 相続又は法人の合併による移転の登録											
ロ その他の原因による移転の登録											
(四) 試掘権の信託の制限の登録											
(五) 試掘権の処分の登録											
(六) 付記登録、仮登録、抹消した登録の回復の登録又は登録の更正若しくは変更の登録(これらの登録のうち(二)から(五)までに掲げるものを除く。)											
(七) 登録の抹消											
二十三 漁業権又は入漁権の登録を含む。(一) 漁業権の移転の登録											
イ 相続又は法人の合併による移転の登録											
(二) 漁業権の持分の移転の登録											
(三) 入漁権の設定の登録											
(四) 入漁権の保存の登録											
(五) 入漁権の持分の登録											
(六) 先取特権又は抵当権の移転の登録											
(七) 先取特権又は抵当権の順位の変更の登録											
(八) 先取特権又は抵当権の信託の登録											
(九) 抵当権の順位の変更の登録											
(十) 信託の登録											
(十一) 付記登録、仮登録の抹消した登録の登録(これらは登録のうち(一)から(十)までに掲げるものを除く。)											
(十二) 登録の抹消											
(十三) 株式会社又は合同会社の資本金の増加の登記(へ及び子に掲げる登記を除く。)											
(十四) 合同会社の設立の登記(新設合併による株式会社又は組織の変更若しくは種類の変更による合規の登記を除く。)											
(十五) 株式会社の設立の登記(新設合併による株式会社又は組織の変更若しくは種類の変更による合規の登記を除く。)											
(十六) 法人等の設立の登記(新設合併による株式会社又は組織の変更若しくは種類の変更による合規の登記を除く。)											
(十七) 合同会社の設立の登記(新設合併による株式会社又は組織の変更若しくは種類の変更による合規の登記を除く。)											
(十八) 合名会社若しくは合資会社又は一般社団法人等の設立の登記(新設合併による株式会社又は組織の変更若しくは種類の変更による合規の登記を除く。)											
(十九) 抵当権の順位の変更の登記											
(二十) 信託の登記(新設合併による株式会社又は組織の変更若しくは種類の変更による合規の登記を除く。)											
(二十一) 付記登録、仮登録の抹消した登録の登録(これらは登録のうち(一)から(十)までに掲げるものを除く。)											
(二十二) 合規の登記(新設合併による株式会社又は組織の変更若しくは種類の変更による合規の登記を除く。)											
(二十三) 合規の登記(新設合併による株式会社又は組織の変更若しくは種類の変更による合規の登記を除く。)											
(二十四) 会社又は外国会社の商業登記(保険会社の登記並びに一般社団法人及び一般財團法人に関する法律(平成十八年法律第四八号)の規定によるする一般社団法人(公社若しくは一般社団法人等)について「一般社団法人等」という。)の登記(以下この号において同じ。)に掲げる登記を除く。											
(二十五) 会社又は相互会社若しくは一般社団法人若しくは一般財團法人(公益財團法人を除く。)の登記(本及びトに掲げる登記を除く。)											
(二十六) 登記(本及びトに掲げる登記を除く。)											
(二十七) 登記(本及びトに掲げる登記を除く。)											
(二十八) 登記(本及びトに掲げる登記を除く。)											
(二十九) 登記(本及びトに掲げる登記を除く。)											
(三十) 登記(本及びトに掲げる登記を除く。)											
(三十一) 登記(本及びトに掲げる登記を除く。)											
(三十二) 登記(本及びトに掲げる登記を除く。)											
(三十三) 登記(本及びトに掲げる登記を除く。)											
(三十四) 登記(本及びトに掲げる登記を除く。)											
(三十五) 登記(本及びトに掲げる登記を除く。)											
(三十六) 登記(本及びトに掲げる登記を除く。)											
(三十七) 登記(本及びトに掲げる登記を除く。)											
(三十八) 登記(本及びトに掲げる登記を除く。)											
(三十九) 登記(本及びトに掲げる登記を除く。)											
(四十) 登記(本及びトに掲げる登記を除く。)											
(四十一) 登記(本及びトに掲げる登記を除く。)											
(四十二) 登記(本及びトに掲げる登記を除く。)											
(四十三) 登記(本及びトに掲げる登記を除く。)											
(四十四) 登記(本及びトに掲げる登記を除く。)											
(四十五) 登記(本及びトに掲げる登記を除く。)											
(四十六) 登記(本及びトに掲げる登記を除く。)											
(四十七) 登記(本及びトに掲げる登記を除く。)											
(四十八) 登記(本及びトに掲げる登記を除く。)											
(四十九) 登記(本及びトに掲げる登記を除く。)											
(五十) 登記(本及びトに掲げる登記を除く。)											
(五十一) 登記(本及びトに掲げる登記を除く。)											
(五十二) 登記(本及びトに掲げる登記を除く。)											
(五十三) 登記(本及びトに掲げる登記を除く。)											
(五十四) 登記(本及びトに掲げる登記を除く。)											
(五十五) 登記(本及びトに掲げる登記を除く。)											
(五十六) 登記(本及びトに掲げる登記を除く。)											
(五十七) 登記(本及びトに掲げる登記を除く。)											
(五十八) 登記(本及びトに掲げる登記を除く。)											
(五十九) 登記(本及びトに掲げる登記を除く。)											
(六十) 登記(本及びトに掲げる登記を除く。)											
(六十一) 登記(本及びトに掲げる登記を除く。)											
(六十二) 登記(本及びトに掲げる登記を除く。)											
(六十三) 登記(本及びトに掲げる登記を除く。)											
(六十四) 登記(本及びトに掲げる登記を除く。)											
(六十五) 登記(本及びトに掲げる登記を除く。)											
(六十六) 登記(本及びトに掲げる登記を除く。)											
(六十七) 登記(本及びトに掲げる登記を除く。)											
(六十八) 登記(本及びトに掲げる登記を除く。)											
(六十九) 登記(本及びトに掲げる登記を除く。)											
(七十) 登記(本及びトに掲げる登記を除く。)											
(七十一) 登記(本及びトに掲げる登記を除く。)											
(七十二) 登記(本及びトに掲げる登記を除く。)											

二十八 投資事業有限責任組合契約の登記	(一) (二) 及び (三) に掲げる登記以外の登記										
	(二十七) 有限責任事業組合契約の登記	申請件数	一件につき一万五千円	き一万五千円	二十七 有限責任事業組合契約の登記	申請件数	一件につき一万円	き一万円			
二十九 又は登記の抹消	(二) 有限責任事業組合契約に関する法律 号 第三条第一項(有 限責任事業組合契約) に規定する有限責任事 業組合契約(以下この 号において「組合契約」 といふ。)の登記(二) に掲げる登記を除く。)	申請件数	一千円	き一千円	(二) 投資事業有限 責任組合契約に関する法 律(平成十年法律第九 十号)第三条第一項(投 資事業有限責任組合契約 以下この号において 「組合契約」という。) の登記(二)に掲げる 登記を除く。)	申請件数	一千円	き一千円			
三十 又は登記の更正の登記	(二) 組合契約の効力の 発生の登記	申請件数	一件につき六万円	き六万円	(二) 組合契約の効力の 発生の登記	申請件数	一件につき三万円	き三万円			
三十 又は登記の抹消	ロ 従たる事務所の設 置の登記	申請件数	一件につき三万円	き三万円	ロ イ、ハ及びニに掲 げる登記以外の登記	申請件数	一件につき一万五 千円	き一万五千円			
三十 又は登記の更正の登記	二 組合員に関する事 項の変更の登記	申請件数	一件につき六万円	き六万円	イ 清算受託者の登記 ハ 清算終了の登記	申請件数	一件につき一万円	き一万円			
三十 又は登記の抹消	ト 登記の更正の登記	申請件数	一件につき三万円	き三万円	(六) ニに掲げる登記を 除く。	申請件数	一件につき九千円	き九千円			
三十 又は登記の更正の登記	(二) 組合契約の清算 に係る登記	申請件数	一件につき六千円	き六千円	(六) 清算に係る登記 記を除く。)	申請件数	一件につき六千円	き六千円			
三十 又は登記の抹消	ハ 清算終了の登記	申請件数	一件につき六千円	き六千円	(四) から(六)までに 掲げる登記以外の登記	申請件数	一件につき六千円	き六千円			
三十 又は登記の更正の登記	二十九 個人の商業登記	申請件数	一件につき六千円	き六千円	(五) 登記の更正の登 記(六)ニに掲げる登記を 除く。	申請件数	一件につき六千円	き六千円			
三十 又は登記の抹消	(二) 個人につきそ の登記	申請件数	一件につき六千円	き六千円	(二) 抽消された登記 の回復の登記又は登記 事項の更正若しくは変 更の登記	申請件数	一件につき六千円	き六千円			
三十 又は登記の更正の登記	二十九 個人の商業登記	申請件数	一件につき六千円	き六千円	(二) 船舶管理人の選 任又はその代理権の消 滅の登記	申請件数	一件につき六千円	き六千円			
三十 又は登記の抹消	ハ 商法(明治三十二 年法律第四十八号)第 五百三十二条(限定責 任信託の定めの登記) の登記	申請件数	一件につき六千円	き六千円	(二) 船舶管理人の登 記又は登記の抹消	申請件数	一件につき六千円	き六千円			
三十 又は登記の更正の登記	(二) 信託法(平成十 八年法律第八百八号)第 二百三十二条(限定責 任信託の定めの登記) の登記	申請件数	一件につき六千円	き六千円	(二) 民法(明治二十 九年法律第八十九号) 第七百五十六条(夫婦 財産契約の対抗要件) の登記	申請件数	一件につき六千円	き六千円			
三十 又は登記の抹消	ハ 商法第十七条第二 項(営業譲渡の際の免 見入登記)の規定によ る登記	申請件数	一件につき三万円	き三万円	(二) 登記事項の更正 又は変更の登記	申請件数	一件につき六千円	き六千円			
三十 又は登記の更正の登記	二十九 個人の商業登記	申請件数	一件につき三万円	き三万円	(三) 登記の抹消	申請件数	一件につき一万八 千円	き一万八千円			
三十 又は登記の抹消	ハ 商法(明治三十二 年法律第四十八号)第 五百三十二条(限定責 任信託の定めの登記) の登記	申請件数	一件につき三万円	き三万円	(注) 社会保険労務士法(昭和四十三年法律第 八十九号)第十四条の十一の三第一項(紛争 解決手続代理業務の付記)の規定により社会 保険労務士の登録に対する紛争解決手続代理業 務試験に合格した旨の付記は、新たに当該登 録とみなし、作業環境測定法(昭和五十年法 律第二十八号)第七条(登録)の第二種作業 環境測定士の登録を受けている者が、同法第 五条(作業環境測定士の資格)の規定により 第一種作業環境測定士となる資格を有するこ となつたことに伴い作業環境測定士登録証 の書換えの申請をした場合における当該書換 えは、新たな同法第七条の第一種作業環境測 定士の登録とみなす。	申請件数	一件につき六千円	き六千円	申請件数	一件につき九千円	き九千円
三十 又は登記の抹消	(二) 公認会計士法(昭 和二十三年法律第八百三 条)公認会計士の登記	申請件数	一件につき六万円	き六万円	三十 又は登記の抹消	申請件数	一件につき六万円	き六万円			

(三) 特定複合観光施設区域整備法第百四十三条第一項(許可)のカジノ関連機器等製造業、カジノ関連機器等輸入業、カジノ関連機器等販売業又はカジノ関連機器等修理業の許可(更新の許可を除く)	(四) 特定複合観光施設区域整備法第五十条第一項(カジノ関連機器等外國製造業の認定)のカジノ関連機器等外国製造業の認定(更新の認定を除く)	一件につき十五万円	許可件数
支店の数	認可件数	認定件数	
万円 一箇所につき十五万円	円 一件につき十五万円	円 一件につき十五万円	円 一件につき十五万円
支店の数	免許件数	認定件数	
万円 一箇所につき十五万円	円 一件につき十五万円	円 一件につき十五万円	円 一件につき十五万円
(二) 銀行(長期信用銀行を含む。(四)において同じ。)及び銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第十条第二項第八号(業務の範囲)に規定する外国銀行の営業の免許	(二) 銀行法第五十二条の二第一項又は第二项(外国銀行代理業務に係る認可等)の外国銀行に係る認可	ロ 銀行の外国における支店以外の営業所の設置又は外国における支店以外の営業所の支店への変更の認可(臨時の営業所の設置に係る認可その他の政令で定める認可を除く。)ハ 銀行の外国における業務の委託契約の締結に係る認可	(認可)の規定による転換(当該転換後の法人が労働金庫又は信用協同組合であるものを除く。)の認可
支店の数	免許件数	認定件数	
万円 一箇所につき十五万円	円 一件につき十五万円	円 一件につき十五万円	円 一件につき十五万円
(七) 信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八条)第五十四条の二第一項(外国銀行代理業務に係る認可等)の認可	(七) 信用金庫法(昭和二十七年法律第八十七号)第六条の三第一項又は第二项(外國銀行代理業務に係る認可等)の認可	イ 銀行法第十条第二項第八号に規定する外国銀行の支店の設置の認可	(十) 金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第三十三条の二(金融機関の登録)
支店の数	免許件数	認定件数	
万円 一箇所につき十五万円	円 一件につき十五万円	円 一件につき十五万円	円 一件につき九万円
(六) 信用金庫の事業の免許	(六) 信用金庫の事業の免許	ロ 銀行法第五十二条の三(従たる外国銀行支店の設置の認可)の規定による営業の認可	(十一) 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)第一条第一項(兼営の認可)の規定による営業の認可
支店の数	免許件数	認定件数	
万円 一箇所につき十五万円	円 一件につき十五万円	円 一件につき十五万円	円 一件につき九万円
(二) 長期信用銀行法(昭和二十七年法律第八十七号)第五十二条第一項(許可)の銀行代理業の許可	(二) 長期信用銀行法(昭和二十六年法律第二百三十八条)第五十四条の二第一項(外国銀行代理業務に係る認可等)の認可	二(二) 銀行法第五十六条第一項(許可)の認可	(十二) 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)第一条第一項(兼営の認可)の規定による営業の認可
支店の数	免許件数	認定件数	
万円 一箇所につき九万円	円 一件につき九万円	円 一件につき九万円	円 一件につき九万円
(四) 信用金庫法第八十五条の二第一項(許可)の信用金庫代理業の許可	(四) 信用金庫法第八十五条の二第一項(許可)の信用金庫代理業の許可	二(三) 長期信用銀行持株会社に係る認可等の認可	(十三) 長期信用銀行法第十六条の二の四第四項又は第三項ただし書(銀行持株会社に係る認可等)の認可
支店の数	免許件数	認定件数	
万円 一箇所につき九万円	円 一件につき九万円	円 一件につき九万円	円 一件につき九万円
(九) 金融機関の合併及び転換に関する法律の規定による次に掲げる国銀行代理業務に係る認可(昭和四十三年法律第八十六号)第五条第一項	(九) 金融機関の合併及び転換に関する法律の規定による次に掲げる国銀行代理業務に係る認可(昭和四十三年法律第八十六号)第五条第一項	二(四) 銀行法第五十二条第一項(許可)の認可	(十四) 信用金庫法第八十五条の二第一項(許可)の認可
支店の数	免許件数	認定件数	
万円 一箇所につき九万円	円 一件につき九万円	円 一件につき九万円	円 一件につき九万円
(八) 信用金庫の従事務所の設置に係る事務所の設置に係る認可(昭和四十三年法律第八十六号)第五条第一項	(八) 信用金庫の従事務所の設置に係る事務所の設置に係る認可(昭和四十三年法律第八十六号)第五条第一項	二(五) 信用金庫法第八十五条の三(認定電子決済等取扱事業者協会の認定)の認定	(五) 信用金庫法第八十五条の三(認定電子決済等取扱事業者協会の認定)の認定
支店の数	免許件数	認定件数	
万円 一箇所につき九万円	円 一件につき九万円	円 一件につき九万円	円 一件につき九万円
(九) 労働金庫法(昭和二十八年法律第二百二十七号)第八十九条	(九) 労働金庫法(昭和二十八年法律第二百二十七号)第八十九条	二(六) 協同組合による金融事業に関する法律の認定(認定電子決済等取扱事業者協会の認定)	(六) 協同組合による金融事業に関する法律の認定(認定電子決済等取扱事業者協会の認定)
支店の数	免許件数	認定件数	
万円 一箇所につき九万円	円 一件につき九万円	円 一件につき九万円	円 一件につき九万円

種別の増加に係るもの
に限る。)

者の許可)の為替取引
分析業者の許可

二十五年法律第九十六
号)第七十一条第一項

<p>二十九年法律第六十四号) 第十条第一項 送信型対電気通信設備サバイバー攻撃対処協会の認定は電気通信主任技術者に係る登録講習機関の登録若しくは端末機器に係る登録認定機関の登録</p> <p>(注) 電子委任状の普及の促進に関する法律(平成二十九年法律第六十四号)第十条第一項又は第二項(電気通信事業法の特例)の規定により電気通信事業者の登録又は変更登録を受けたものとみなされる場合における同法第五条第一項(電子委任状取扱業務の認定)の規定による認定電子委任状取扱事業者の認定又は同法第八条第一項(変更の認定等)の規定による認定電子委任状取扱事業者の変更の認定は、当該登録又は変更登録とみなす。</p> <p>(一) 電気通信事業法(昭和五十九年法律第十八号)第九条(電気通信事業の登録)の電気通信事業者の登録(更新の登録を除く。)</p> <p>又は同法第十三条第一項(変更登録等)(同条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の変更登録(同法第十条第一項第三号(電気通信事業の登録)の業務区域の増加に係るものに限る。)</p> <p>(二) 電気通信事業法第百十六条の二第一項(認定送信型対電気通信設備サバイバー攻撃対処協会の認定)の認定送信型対電気通信設備サバイバー攻撃対処協会の登録</p> <p>(三) 電気通信事業法第八十五条の二第一項(登録講習機関の登録)</p>	<p>登録件数</p> <p>認定件数</p> <p>登録件数</p> <p>一件につき十五万円</p> <p>一件につき十五万円</p> <p>一件につき十五万円</p>
<p>登録件数</p> <p>認定件数</p> <p>登録件数</p> <p>一件につき十五万円</p> <p>一件につき十五万円</p> <p>一件につき十五万円</p>	

の登録講習機関の登録
(更新の登録を除く。)

の登録講習機関の登録 (更新の登録を除く。)	
(四) 電気通信事業法 第八十六条第一項(登 録認定機関の登録)の 登録認定機関の登録 (更新の登録を除く。)	
正化機関の登録 特定電子メールの送信 の適正化等に関する法 律(平成十四年法律第 二十六号)第十四条第 一項(登録送信適正化 機関の登録)の登録 (更新の登録を除く。)	登録件数
五十三 電子署名に係る認定 認定外国認証事業者の認定 (二) 電子署名及び認 証業務に関する法律 (平成十二年法律第二百二 号)第四条第一項(認 定)の認定認証事業者 の認定(更新の認定を 除く。)	登録件数
(二) 電子署名及び認 証業務に関する法律第 十五条第一項(認定) の認定認証事業者 の認定(更新の認定を 除く。)	登録件数
五十三の二 認定電子委 任状取扱事業者の認定 件数	認定件数
第一項(電子委任状取 扱業務の認定)の認定 進に関する法律第五条 事業者の登録、特定無線 機関の登録若しくは周波 数終了対策機関の登録 の認定(更新の認定を 除く。)	き九万円
五十四 無線局の免許若 しくは登録又は無線 設備等に係る検査等事 業者若しくは外国点檢 電子委任状の普及の促 進に関する法律第五条 電子委任状取扱事業者 の認定(更新の認定を 除く。)	き九万円
周波数終了対策機関の登 録	き九万円

(一) 電波法(昭和二 十五年法律第三百三十一 号)		無線局の数	
開設の無線局の免許 (再免許及び同法第四条 の二第二項(次章に定 める技術基準に相当す る技術基準に適合して いる無線設備に係る特 例)に規定する実験等 の二第二項(無線局の免許 を除く。)		無線局の数	
無線局の登録(電波法 第五条第一項(一般放送 送をする無線局につい ては、十五万円)		無線局の登録(電波法 第五条第一項(一般放送 送をする無線局につい ては、十五万円)	
認定件数	登録件数	登録件数	登録件数
き九万円	き九万円	き九万円	き九万円
(二) 放送法(昭和二 十五年法律第三百三十二 号)	登録件数	登録件数	登録件数
き九万円	き九万円	き九万円	き九万円
(三) 電波法第三十八 条の二第一項(登 録の登録)	登録件数	登録件数	登録件数
き九万円	き九万円	き九万円	き九万円
(四) 電波法第三十九 条の十三第一項(外國 点検事業者の登録)の 登録	登録件数	登録件数	登録件数
き九万円	き九万円	き九万円	き九万円
(五) 電波法第三十八 条の二の二第一項(登 録証明機関の登録) (更新の登録を除く。)	登録件数	登録件数	登録件数
き九万円	き九万円	き九万円	き九万円
(六) 電波法第七十一 条の三の二第一項(登 録周波数終了対策機 関の登録)の登録(更 新的の登録を除く。)	登録件数	登録件数	登録件数
き十五万円	き十五万円	き十五万円	き十五万円
(一) 放送法(昭和二 十五年法律第三百三十二 号)	登録件数	登録件数	登録件数
き十五万円	き十五万円	き十五万円	き十五万円
消防法(昭和二十三年 法律第八百十六号)第 十七条の二第一項(登 録検定機関の登録)又 は第二十一条の三第一 項(登録検定機関の登 記)	登録件数	登録件数	登録件数
き十五万円	き十五万円	き十五万円	き十五万円
(二) 消防の設備等に 係る登録検定機 関の登記	登録件数	登録件数	登録件数
き十五万円	き十五万円	き十五万円	き十五万円
(三) 民間事業者によ る信書の送達に関する 法律(平成十四年法律 第九十九号)第六条 (事業の許可)の一般信 書便事業の許可	許可件数	許可件数	許可件数
き三万円	き三万円	き三万円	き三万円
(四) 民間事業者によ る信書の送達に関する 法律(平成二十四年法律 第二十九条(事業 の許可)の特定信書便 事業の許可)	許可件数	許可件数	許可件数
き九万円	き九万円	き九万円	き九万円
(五) 酒類若しくは酒 母等の製造又は酒類 の販売に係る免許 (注)酒税法(昭和二十八年法律第六号)第十 一条第二項(製造免許等の条件)の規定によ る酒類の販売業の免許に付された(三)イに 規定する条件の全部又は一部の解除は、新た な当該免許とみなす。	免許件数	免許件数	免許件数
き十二万円	き十二万円	き十二万円	き十二万円
(一) たばこ事業法 (昭和五十九年法律第六 十八号)第十二条第一 項(たばこ事業の特定 販売業の登録)の規定 による製造たばこの特 定販売業の登録	免許件数	免許件数	免許件数
き十五万円	き十五万円	き十五万円	き十五万円

(二) たばこ事業法第二十条(製造たばこの卸販売業の登録)の規定による製造たばこの卸販売業の登録	登録件数 き九万円
(三) たばこ事業法第二十二条第一項(製造たばこの小売販売業の登録)の規定による製造たばこの小売販売業の登録	登録件数 き九万円
(四) たばこ事業法第二十六条第一項(出張販売)の規定による製造たばこの小売販売業の許可(同法第二項における期限が付された許可を除く。)	許可件数 き一万五千円
(四) たばこ事業法第六十七条塩製造業者、塩特定販売業者又は塩卸売業者の登録	許可件数 き三千円
(二) 塩事業法(平成八年法律第三十九号)第五条第一項(塩製造業の登録)の塩製造業者の登録	登録件数 き十五万円
(二) 塩事業法第十六条第一項(塩特定販売業の登録)の塩卸売業者の登録	登録件数 き十五万円
六十八 著作権等管理事業者の登録	登録件数 き九万円
(平成十二年法律第一百三十一条)第三条(登録)の規定による著作権等管理事業者の登録	登録件数 き九万円
(登録埋設確認機関の登録)	登録件数 き九万円
(二) 放射性同位元素の規制に関する法律	登録件数 き九万円
(七) 放射性同位元素の規制に関する法律	登録件数 き九万円
(八) 放射性同位元素の規制に関する法律	登録件数 き九万円
(九) 放射性同位元素の規制に関する法律	登録件数 き九万円
(十) 放射性同位元素の規制に関する法律	登録件数 き九万円
(一) 水道法(昭和十二年法律第七百七十七条)第六条第一項(事業の認可及び経営主体の水道事業の認可(政令で定めるものに限る。)又は同法第十条第一項(事業の変更)の規定による給水区域の拡張に係る変更の認可(これらの認可を受けている給水区域の属する市町村内における給水区域の拡張に係るものに限る。)又は同法第三十条第一項(事業の変更)の規定による給水対象の増加に係る変更の認可(政令で定めるものに限る。))	認可件数 き十五万円
(二) 水道法第二十六条(事業の認可)の水道用水供給事業の認可又は同法第三十条第一項(事業の変更)の規定による給水対象の増加に係る変更の認可(政令で定めるものに限る。)	認可件数 き九万円
(三) 水道法第二十条(登録水質検査機関の登録)の登録	登録件数 き九万円
(四) 水道法第三十四条の二第二項(登録簡易専用水道検査機関の登録)の登録(更新の登録を除く。)	登録件数 き九万円
六十九の三 児童生徒等の災害に係る共済事業の認可	登録件数 き九万円
PTA・青少年教育団体共済法(平成二十四年法律第四十二号)第三条(認可)の文部科学大臣がする共済事業の認可	登録件数 き九万円
七十 水道事業の認可若しくは給水区域の変更の認可、水道用水供給事業の認可若しくは給水対象の変更の認可又は登録簡易専用水道検査機関の登録	登録件数 き九万円
(七) 放射性同位元素の規制に関する法律(登録濃度確認機関の登録)の登録(更新の登録を除く。)	登録件数 き九万円
(八) 放射性同位元素の規制に関する法律(登録試験機関の登録)の登録(更新の登録を除く。)	登録件数 き九万円
(九) 放射性同位元素の規制に関する法律(登録試験機関に係る登録(更新の登録を除く。))	登録件数 き九万円
(十) 放射性同位元素の規制に関する法律(登録放射線取扱主任者の登録)の登録(更新の登録を除く。)	登録件数 き九万円
(十一) 放射性同位元素の規制に関する法律(登録特定放射性同位元素定期講習機関の登録)において準用する場合を含む。の登録(更新の登録を除く。)	登録件数 き九万円
(一) 水道法(昭和十二年法律第七百七十七条)第六条第一項(事業の認可及び経営主体の水道事業の認可(政令で定めるものに限る。)又は同法第十条第一項(事業の変更)の規定による給水区域の拡張に係る変更の認可(これらの認可を受けている給水区域の属する市町村内における給水区域の拡張に係るものに限る。)又は同法第三十条第一項(事業の変更)の規定による給水対象の増加に係る変更の認可(政令で定めるものに限る。))	認可件数 き十五万円
(二) 水道法第二十六条(事業の認可)の水道用水供給事業の認可又は同法第三十条第一項(事業の変更)の規定による給水対象の増加に係る変更の認可(政令で定めるものに限る。)	認可件数 き九万円
(三) 水道法第二十条(登録水質検査機関の登録)の登録	登録件数 き九万円
(四) 水道法第三十四条の二第二項(登録簡易専用水道検査機関の登録)の登録(更新の登録を除く。)	登録件数 き九万円
七十一 食品等の製品検査に係る登録検査機関の登録	登録件数 き九万円

登録（更新の登録を除く。）	七十二 削除	七十三 販売に供する食品の特別用途表示に係る登録試験機関の登録	登録件数
二年法律第二百三十三号）第四条第九項（登録検査機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	七十四 業として行う採血の許可	七十五 業として行う臓器の移植に関する法律（平成九年法律第四号）第十二条第一項（業として行う臓器のあつせんの許可）の規定による業として行う臓器のあつせんの許可	登録件数
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二十三号）第十八条第一項第四号（登録研修機関の登録）又は第十機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	七十六 精神保健指定医に係る登録研修機関の登録	七十七 医薬品等の製造販売業、製造業若しくは修理業に係る許可、認定若しくは登録又	登録件数
き十五万円	き十五万円	き十五万円	き十五万円
登録件数	登録件数	登録件数	登録件数

は指定高度管理医療機器等に係る登録認証機
関の登録

項（医薬品等外国製造業者の認定）の医薬品

（外国製造業者の登録）

関の登録		は指定高度管理医療機器等に係る登録認証機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）。			
認定件数	登録件数	許可件数	一件につき九万円	円	一件につき十五万円
き一九九九円	き一九九九円	き一九九九円	き一九九九円	円	一件につき十五万円
（四）医薬品医療機器 等法第十三条の三第一 条第一項（保管のみを行 う製造所に係る登録） の医薬品、医薬部外品 又は化粧品の保管のみ を行う製造所の登録 (政令で定めるものに限 り、更新の登録を除く 。)	（三）医薬品医療機器 等法第十三条の二の二 第一項（保管のみを行 う製造所に係る登録） の医薬品、医薬部外品 又は化粧品の保管のみ を行う製造所の登録 (政令で定めるものに限 り、更新の登録を除く 。)	（二）医薬品医療機器 等法第十三条第一項 (製造業の許可)の医薬 品、医薬部外品若しく は化粧品の製造業の許 可又は同条第八項の規 定による製造所に係る 許可の区分の追加の許 可(政令で定めるもの に限り、更新の許可を 除く。)	（一）医薬品、医療機 器等の品質、有効性及 び安全性の確保等に關 する法律（昭和三十五 年法律第百四十五号）。 以下「医薬品医療機器 等法」という。)第十二 条第一項(製造販売業 の許可)(医薬品医療機 器等法第八十三条第一 項(動物用医薬品等) の規定により読み替え て適用する場合を含む 。)の第一種医薬品製造 販売業許可、第二種医 薬品製造販売業許可、 医薬部外品製造販売業 許可又は化粧品製造販 売業許可(政令で定め るものに限り、更新の 許可を除く。)	（二）医薬品医療機器 等法第十三条第一項 (製造業の許可)の医薬 品、医薬部外品若しく は化粧品の製造業の許 可又は同条第八項の規 定による製造所に係る 許可の区分の追加の許 可(政令で定めるもの に限り、更新の許可を 除く。)	（一）医薬品、医療機 器等の品質、有効性及 び安全性の確保等に關 する法律（昭和三十五 年法律第百四十五号）。 以下「医薬品医療機器 等法」という。)第十二 条第一項(製造販売業 の許可)(医薬品医療機 器等法第八十三条第一 項(動物用医薬品等) の規定により読み替え て適用する場合を含む 。)の第一種医薬品製造 販売業許可、第二種医 薬品製造販売業許可、 医薬部外品製造販売業 許可又は化粧品製造販 売業許可(政令で定め るものに限り、更新の 許可を除く。)

項（医薬品等外国製造業者の認定）の医薬品

（外国製造業者の登録）

登録件数	登録件数	許可件数	登録件数
一件につき九万円	一件につき九万円	一件につき十五万円	一件につき九万円
(八) 医薬品医療機器等法第二十三条の二の三第一項(製造業の登録)の医療機器又は体外診断用医薬品の製造事業の登録(政令で定めるものに限り、更新の登録を除く。)	(七) 医薬品医療機器等法第二十三条の二の三第一項(製造業の登録)の医療機器又は体外診断用医薬品の製造事業の登録(政令で定めるものに限り、更新の登録を除く。)	第一種医療機器製造販売業許可又は体外診断用医薬品製造販売業許可(政令で定めるものに限り、更新の許可を除く。)	第一種医療機器製造販売業許可、第二種医療機器製造販売業許可、第三種医療機器製造販売業許可又は体外診断用医薬品製造販売業許可(政令で定めるものに限り、更新の許可を除く。)
四第一項(医療機器等法第二十三条の二の三第一項(製造業の登録)の医療機器又は体外診断用医薬品の製造事業の登録(政令で定めるものに限り、更新の登録を除く。)	(五) 医薬品医療機器等法第十三条の三の二第一項(医薬品等外国製造業者の保管のみを行う製造所に係る登録)の医薬品等外国製造業者の保管のみを行う製造所の登録(更新の登録を除く。)	第一項(製造業者の保管のみを行う製造所に係る登録)の医薬品等外国製造業者の保管のみを行う製造所の登録(更新の登録を除く。)	第一項(医薬品等外国製造業者の保管のみを行う製造所に係る登録)の医薬品等外国製造業者の保管のみを行う製造所の登録(更新の登録を除く。)

項（医薬品等外国製造業者の認定）の医薬品

（外国製造業者の登録）

の医療機器等の登録業者の登録(更新の登録を除く。)	
(九) 医薬品医療機器等法第二十三条の二十第一項(製造販売業の許可)(医薬品医療機器等法第八十三条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の再生医療等製品の製造販売の事業の許可(政令で定めるものに限り、更新の許可を除く。)	
(十) 医薬品医療機器等法第二十三条の二十第一項(製造業の許可)の再生医療等製品の製造業の許可又は同条第八項の規定による製造所に係る許可の区分の追加の許可(政令で定めるものに限り、更新の許可を除く。)	
(十一) 医薬品医療機器等法第二十三条の二十四第一項(再生医療等製品外国製造業者の認定又は同条第三項において準用する医薬品医療機器等法第二十三条の二十二第八項の規定による製造所に係る認定の区分の追加の認定(更新の認定を除く。))	
(十二) 医薬品医療機器等法第四十条の第二第一項(医療機器の修理業の許可)の医療機器の修理業の許可又は同条第七項の規定による修理区分布に係る修理の許可(政令で分りき十五万円につき九万円)の許可件数	許可件数
許可件数	許可件数
一件につき九万円	一件につき九万円

可（同法第五条（ガス事業法の一部改正）の規定による改正前のガス事業法（三）において「旧ガス事業法」という。）第六条第二項第三号（許可証）の供給区域の増加に係るものに限り、当該供給区域の属する市町村内における供給区域の増加に係るもの（除く。）

（三）電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第四十七号）附則第二十三条第一項の指定旧供給区域等の変更の許可（旧ガス事業法第六条第二項第三号の供給地点群の増加に係るものに限る。）

（四）ガス事業法第三十四条の二（認定）の認定高度保安実施ガス小売事業者の認定（更新の認定を除く。）

（五）ガス事業法第三十五条（事業の許可）の一般ガス導管事業の許可又は同法第四十条第一項（供給区域の変更）の供給区域の増加に係る変更の許可（これらへの許可を受ける供給区域の属する市町村内における供給区域の増加に係るもの（除く。）

（六）ガス事業法第七十一条の二（認定）の認定高度保安実施一般ガス導管事業者の認定（更新の認定を除く。）

（七）ガス事業法第十四条の二（認定）の

認定件数	認定件数	許可件数	認定件数	許可件数
一件につ き九万円	一件につ き九万円	一件につ き九万円	一件につ き九万円	一件につ き一万五 千円

認定高度保安実施特
ガス導管事業者の認
造事業者の認定（更
の認定を除く。）

（八）ガス事業法第
四条の二（認定）の認
定高度保安実施ガス
（登録ガス工作物検査
ス工作物検査機関の登
録）、第六十九条第二
（登録ガス工作物検査
機関の登録）（同法第八
四条第一項（ガス工作
物に係る規定の準用）
において準用する場
を含む。）又は第百二
第一項（登録ガス工
作物検査機関の登録）
登録（更新の登録を除
く。）

（九）ガス事業法第
十三条第一項（登録
ガス工作物検査機
（登録ガス工作物検査
機関の登録）（同法第八
四条第一項（ガス工作
物に係る規定の準用）
において準用する場
を含む。）又は第百二
第一項（登録ガス工
作物検査機関の登録）
登録（更新の登録を除
く。）

（十）ガス事業法第
四十六条第一項（檢
機関の登録）の登
録（更新の登録を除
く。）

百二 高圧ガスの製造
実施者、認定保安檢査
度保安実施者の認定、
等製造業者若しくは其
の登録又は登録特定設
備製造業者の登録特
定設備製造業者

（一）高圧ガス保安
（昭和二十六年法律第
百四号）第二十条第
項第二号（完成検査
の認定完成検査実施
の認定（更新の認定
除く。）

登録件数	認定件数	登録件数	認定件数
申請件数	登録件数	申請件数	登録件数
一件につき九万円	一件につき九万円	一件につき九万円	一件につき九万円
（十）に記載する登録を受けている者について(五千円)	（既に登録を受けていた者は、一万円）	（既に登録を受けていた者は、五千円）	（既に登録を受けていた者は、一万円）
実施者若しくは認定高額登録容器等製造業者	実施者若しくは認定完成検査登録容器所、登録容器	備製造業者若しくは外 者の登録	認定件数

(二) 高圧ガス保安法
第三十五条第一項第二号（保安検査）の認定
保安検査実施者の認定
（更新の認定を除く。）

(三) 高圧ガス保安法
第三十九条の十三（認定）の認定高度保安実施者の認定（更新の認定を除く。）

(四) 高圧ガス保安法
第四十九条第一項（容器再検査）の容器検査所の登録（政令で定めるものに限り、更新の登録を除く。）

(五) 高圧ガス保安法
第四十九条の五第一項（容器等製造業者の登録）の規定による登録（更新の登録を除く。）

(六) 高圧ガス保安法
第四十九条の三十一第一項（外国容器等製造業者の登録）の規定による外国登録容器等製造業者の登録（更新の登録を除く。）

(七) 高圧ガス保安法
第五十六条の六の二第一項（特定設備製造業者の登録）の規定による登録特定設備製造業者の登録（更新の登録を除く。）

(八) 高圧ガス保安法
第五十六条の六の二第二項（外国特定設備製造業者の登録）の規定による外国登録特定設備製造業者の登録（更新の登録を除く。）

百三一 熱供給事業の登録
热供給事業法（昭和四十七年法律第八十八号）

第三条（事業の登録）
の熱供給事業の登録
百四 小売電気事業の登録
事業者の指定旧供給区は、送配電事業者の許可若しくは送配電事業者による供給の許可、送電線の替供給の相手方の変更可若しくは電気の供給区域外に設置する電線を特定送配電事業者による供給の許可、認定電気使用者情報登録の登録安全管理制度審査機関の登録の登録

(一) 電気事業法(昭和三十九年法律第百七十号)第二条の二(事業の登録)の小売電気事業の登録

(二) 電気事業法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第七十二号)附則第十七条第一項(指定旧供給区域の変更等)の変更の許可(同法附則第十六条第一項(みなし小売電気事業者の供給義務等)に規定する指定旧供給区域の増加に係るもの(当該指定旧供給区域の属する市町村内における指定旧供給区域の増加に係るもの)を除く。)に限る。

(三) 電気事業法第三条(事業者の許可)の一般送配電事業の許可又は同法第八条第一項(供給区域の変更)の変更の許可(同法第六条第二項第五号(許可証)に掲げる供給区域の増加に係るもの(これらの許可を受けている供

許可件数	登録件数	登録、みなし小売電気の変更の許可、一般は電気の供給区域のに設置する電線路に業の許可若しくは振
円 き十五万 一件につ	き九万円 一件につ	許可件数 の変更若しくは供 路による供給の許可、特 小売供給の登録、特 保安実施設置者の認 用者等協会の認定 録適合性確認機関、 しくは登録調査機関

内における供給区域の増加に係るもの(以下「内における供給区域の増加に係るものを除く」)に限る。)

(四) 電気事業法第二十四条第一項(供給区域外に設置する電線路による供給)の供給区域外の供給の許可

(五) 電気事業法第二十七条の四(事業の許可)の送電事業の許可又は同法第二十七条の七の三第一項(振替供給の相手方の変更)の変更の許可(同法第二十七条の七第二項第五号(許可証)に掲げる振替供給の相手方である一般送配電事業者又は配電事業者の増加に係るものに限る。)

(六) 電気事業法第二十七条の十二の二(事業の許可)の配電事業の許可又は同法第二十七条の十二の七第一項(供給区域の変更)の変更の許可(同法第二十七条の十二の五第二項第五号(許可証)に掲げる供給区域の増加に係るもの(これらの許可を受けている供給区域の属する市町村における供給区域の増加に係るもの)を除く)に限る。)

(七) 電気事業法第二十七条の十二の十三(準用)において準用する同法第二十四条第一項の供給区域外の供給の許可

許可件数	許可件数	許可件数	許可件数
円 き 一千 円 き 一万五 つ	円 き 十五 万	円 き 十五 万	円 き 一万五 つ
一件につ き 一つ	一件につ き 十五万	一件につ き 十五万	一件につ き 一つ

百六	特定事業者等が設置している工場等に 係る登録調査機関の登録	
エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第八十四条第一項（登録調査機関の登録）の登録	登録件数	一件につき九万円
百七 工業用水道事業の許可又は給水区域の 変更の許可	登録件数	一件につき九万円
（更新の登録を除く。）		
工業用水道事業法（昭和三十三年法律第八十四号）第三条第二項（事業の届出及び許可）の工業用水道事業の許可又は同法第六条第二項（給水能力等の変更）の規定による変更の許可（同法第四条第一項第二号（事業の届出及び許可）の給水区域の増加に係るもの（これらの許可を受けている給水区域の属する市町村内における給水区域の増加に係るもの）を除く。）に限る。）	許可件数	一件につき九万円
百八 深海底鉱業の許可又は深海底鉱区の変更の許可	許可件数	一件につき九万円
深海底鉱業暫定措置法（昭和五十七年法律第六十四号）第四条第一項（深海底鉱業の許可）の規定による変更の許可（同法第十四条第一項（深海底鉱区等の変更）の規定による変更の許可（同法第十三条第二項第六号（許可証）の深海底鉱区の面積の増加に係るものに限る。）	許可件数	一件につき九万円
百九 アルコールの製造、輸入若しくは販売の事業又は工業用使用の許可		

(二) アルコール事業 法(平成十二年法律第三十六号)第三条第一項(製造の許可)の規定によるアルコールの輸入の事業の許可	(二) アルコール事業法第二十一条第一項(販売の許可)の規定によるアルコールの販売の事業の許可	(三) アルコール事業法第二十六条第一項(使用の許可)の規定によるアルコールの使用の許可又は同法第三十条(準用)において準用する同法第八条第一項(変更の許可等)の変更の許可(同法第二十六条第二項第六号の使用施設ごとのアルコールの用途の増加に係るものに限る。)	許可件数 一千五百九万円	許可件数 五千九万円	許可件数 一千五十五万円
航空機製造事業法(昭和二十七年法律第二百三十七号)第二条の二(事業の許可)の航空機若しくは特定機器の製造若しくは修理事業の許可又は事業の区分の変更の許可	百十航空機若しくは航空用機器の製造事業若しくは修理事業の許可又は事業の区分の変更の許可	許可件数 一件につき九万円	許可件数 一件につき一万五千円	許可件数 一千五百九万円	許可件数 五千九万円
二条の六第二項第三号(許可証)の事業の区分の増加に係るものに限る。)	二条の六第一項(事業の区分の変更)の規定による変更の許可(同法第二条の八第一項(事業の区分の変更)の規定による変更の許可(同法第二条の六第二項第三号(許可証)の事業の区分の増加に係るものに限る。)	許可件数 一件につき九万円	許可件数 一件につき一万五千円	許可件数 五千九万円	許可件数 一千五十五万円

（二）フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第六十三条第一項（フロン類破壊業者の許可）の認定機関の認定	百十九の二 認定技術等情報漏えい防止措置	許可件数
産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第六十八条第一項（認定技術等情報漏えい防止措置認証機関の認定）の認定技術等情報漏えい防止措置認証機関の認定（更新の認定を除く。）	認定件数 一件につき一万五千円	一件につき九万円

道路整備特別措置法 (昭和三十一年法律第七号) 第三条第一項(高速道路の新設又は改築の許可)		許可件数
百二十三　自動車ターミナル事業の許可		
(注) 物資流通効率化法第十七条第一項(自動車ターミナル法の特例)の規定により自動車ターミナル事業の許可を受けたものとみなされる場合における物資流通効率化法第六条第一項(総合効率化計画の認定)の規定による総合効率化計画の認定は、当該許可とみなす。	許可件数	一件につき十五万円
自動車ターミナル法 (昭和三十四年法律第三百三十六号) 第三条(事業の許可)の自動車ターミナル事業の許可	許可件数	一件につき九万円
百二十四　優良自動車整備事業者の認定又は自動車の登録に係る登録情報処理機関若しくは登録情報提供機関の登録	件数	件数
（一）道路運送車両法 (昭和二十五年法律第八十五号) 第九十四条第一項(優良自動車整備事業者の認定)の優良自動車整備事業者の認定	件数	件数
四十八条第一項(定期点検整備)の点検に付随して行われる自動車又はその部分の整備又は改造の事業(口において「点検付随整備事業」という。)の全部の実施に係る認定で財務省令で定めるものハイ及びロに掲げる認定以外の認定	件数	件数
（二）道路運送車両法 第七条第四項(登録情	件数	件数

(三) 道路運送車両法第二十二条第三項(登録情報提供機関の登録の登録(更新の登録を除く。))	登録件数
き九万円	一件につき九万円

(注) 地域再生法第十五条の五十二(一般旅客自動車運送事業の許可若しくは事業計画の変更の認可又は登録貨物軽自動車安全管理者講習機関若しくは登録貨物軽自動車安全管理者定期講習機関の登録)	百二十五 道路運送事業の許可若しくは事業計画の変更の認可又は登録貨物軽自動車安全管理者講習機関若しくは登録貨物軽自動車安全管理者定期講習機関の登録
自動車運送事業の許可等の特例) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第十五条(道路運送法の特例)、第二十七条の四第一項(道路運送事業等に関する規定の準用)において準用する規定の適用による地域再生法第十五条の五十二(一般旅客自動車運送事業の許可若しくは事業計画の変更の認可又は登録貨物軽自動車安全管理者講習機関若しくは登録貨物軽自動車安全管理者定期講習機関の登録)	百二十六 道路運送事業の許可若しくは事業計画の変更の認可又は登録貨物軽自動車安全管理者講習機関若しくは登録貨物軽自動車安全管理者定期講習機関の登録
自動車運送事業の許可等の特例) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第十五条(道路運送法の特例)、第二十七条の四第一項(道路運送事業等に関する規定の適用による地域再生法第十五条の五十二(一般旅客自動車運送事業の許可若しくは事業計画の変更の認可又は登録貨物軽自動車安全管理者講習機関若しくは登録貨物軽自動車安全管理者定期講習機関の登録)	百二十七 道路運送事業の許可若しくは事業計画の変更の認可又は登録貨物軽自動車安全管理者講習機関若しくは登録貨物軽自動車安全管理者定期講習機関の登録
自動車運送事業の許可等の特例) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第十五条(道路運送法の特例)、第二十七条の四第一項(道路運送事業等に関する規定の適用による地域再生法第十五条の五十二(一般旅客自動車運送事業の許可若しくは事業計画の変更の認可又は登録貨物軽自動車安全管理者講習機関若しくは登録貨物軽自動車安全管理者定期講習機関の登録)	百二十八 道路運送事業の許可若しくは事業計画の変更の認可又は登録貨物軽自動車安全管理者講習機関若しくは登録貨物軽自動車安全管理者定期講習機関の登録
自動車運送事業の許可等の特例) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第十五条(道路運送法の特例)、第二十七条の四第一項(道路運送事業等に関する規定の適用による地域再生法第十五条の五十二(一般旅客自動車運送事業の許可若しくは事業計画の変更の認可又は登録貨物軽自動車安全管理者講習機関若しくは登録貨物軽自動車安全管理者定期講習機関の登録)	百二十九 道路運送事業の許可若しくは事業計画の変更の認可又は登録貨物軽自動車安全管理者講習機関若しくは登録貨物軽自動車安全管理者定期講習機関の登録

(二) 道路運送法第四条第一項(一般旅客自動車運送事業の許可)	許可件数
き五千円	一件につき五千円
き一千五	一件につき一千五

(二) 道路運送法第十一条第一項(貨物自動車運送事業の許可)	許可件数
五千円	一件につき五千円

登録件数	登録件数	登録件数	登録件数	登録件数	登録件数	登録件数
き九万円	き十五万円	き三千万円	き一千万円	き五十五万円	き三千円	き一万五千円
登録確認機関の登録	免許件数	許可件数	有償貸渡しの許可	自家用自動車の有償貸渡しの許可	道路運送法第七十九条の七第一項(変更登録等)の変更登録	(政令で定めるものに限り、更新の登録を除く。)
港湾法(昭和二十五年法律第二百八十八号)第三百六十六条の二の二第三項(登録確認機関の登録)の登録(更新の登録を除く。)	免許の開設の免許	運河法(大正二年法律第十六号)第一条(免許)の規定による運河の開設の免許	百二十七条の二(港湾の技術基準対象施設に係る登録確認機関の登録)	百二十七条の二(港湾の技術基準対象施設に係る登録確認機関の登録)	百二十七条の二(港湾の技術基準対象施設に係る登録確認機関の登録)	百二十七条の二(港湾の技術基準対象施設に係る登録確認機関の登録)

百二十九 船舶の製造事業等に係る施設又は設備の新設等の許可	
(注) 造船法(昭和二十五年法律第百二十九号)第十三三条(施設等の新設等の許可の特例)の規定により船舶の製造若しくは修繕に係る施設の新設、譲受け若しくは借受けの許可又は船舶の製造若しくは修繕に必要な設備の新設、増設若しくは拡張の許可を受けたものとみなされる場合における同法第十一一条第一項(事業基盤強化計画の認定)の規定による事業基盤強化計画の認定又は同法第十二条第一項(事業基盤強化計画の変更等)の規定による事業基盤強化計画の変更の認定は、これらの許可とみなす。	
百二十九 小型船造船業者の登録	登録件数
四十一一年法律第百十九号)第四条(登録)の規定による小型船造船業者の登録	き九万円

<p>(注) 海上運送法第三十九条の二十二(船舶全法の特例)又は造船法第十四条(船舶安全法の特例)の規定により遠隔支援業務に係る事業場の認定を受けたものとみなされる場合における海上運送法第三十九条の二十第四項(特定船舶導入計画)の規定による特定船舶導入計画の認定若しくは同条第五項の規定による特定船舶導入計画の変更の認定又は造船法第十一条第一項(事業基盤強化計画の認定)の規定による事業基盤強化計画の認定若しくは同法第十二条第一項(事業基盤強化計画の変更等)の規定による事業基盤強化計画の変更の認定は、当該事業場の認定とみなす。</p>	<p>(一) 船舶安全法(昭和八年法律第十一号)第六条ノ二(事業場の認定)の製造工事又は改修工事に係る事業場の認定(財務省令で定めるものを除く。)</p>	<p>申請件数 一件につき九万円(既に掲げる認定を受けている者については、一万五千円) (二)に掲げる認定を受けている者については、一万五千円)</p>
<p>(二) 船舶安全法第六条ノ三(事業場の認定)の整備に係る事業場の認定(財務省令で定めるものを除く。)</p>	<p>申請件数 一件につき九万円(既に掲げる認定を受けている者については、一万五千円)</p>	<p>申請件数 一件につき九万円(既に掲げる認定を受けている者については、一万五千円)</p>
<p>(三) 船舶安全法第六条ノ四第一項(事業場の認定)の遠隔支援業務に係る事業場の認定(財務省令で定めるものを除く。)</p>	<p>申請件数 一件につき九万円(既に掲げる認定を受けている者については、一万五千円)</p>	<p>申請件数 一件につき九万円(既に掲げる認定を受けている者については、一万五千円)</p>

(四) 船舶安全法第六条ノ五第一項(登録検定機関の登録)の登録(更新の登録を除く。)	五千円
(五) 船舶安全法第六条ノ六(登録検査確認機関の登録)の登録(更新の登録を除く。)	五千円
(六) 船舶安全法第八条(船級協会の登録)の登録(更新の登録を除く。)	五千円
(七) 船舶安全法第二十八条第五項(登録検査機関の登録)の登録(更新の登録を除く。)	五千円
(八) 船舶安全法第二十九条ノ三第二項(証書の発給を行う船級協会の登録)(更新の登録を除く。)	五千円
百三十一条 海洋汚染等の防止に係る船舶の製造工事若しくは改造修理工事若しくは整備に係る事業場の認定、廃油処理事業の許可又は登録認認機関、船級協会若しくは登録検定機関の登録	五千円
(二) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和四十五年法律第百三十六号)第十九条の四十九第一項(船舶安全法の準用)において準用する船舶安全法第六条ノ二(事業場の認定)の認定(財務省令で定めるものを除く。)	五千円
(二) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十九条の四十第一項において準用する船舶安全法第六条ノ三(事業場の認定)	五千円

登録件数	登録件数	登録件数	登録件数	登録件数	許可件数
き九万円 一件につ き九万円	き九万円 一件につ き九万円	き九万円 一件につ き九万円	き九万円 一件につ き九万円	き九万円 一件につ き九万円	五千円 一万円 一件につ き十五万

百三十二 協会の登録	国際航海船舶及び国際 港湾施設の保安の確保 等に関する法律（平成 十六年法律第三十一号）	登録件数 き九万円
第二十条第一項（船級 協会の登録）の船級協 会の登録（更新の登録 を除く。）		
百三十二の二 有害物質一覧表の相当確認に 係る相当確認船級協会の登録		
船舶の再資源化解体の 適正な実施に関する法 律（平成三十年法律第 六十一号）附則第六条 第一項（相当確認船級 協会の登録）の相当確 認船級協会の登録（更 新的の登録を除く。）	登録件数 一件につ き九万円	登録件数 一件につ き九万円
百三十三 船舶運航事業の許可若しくは登録 又は登録安全統括管理者講習機関若しくは登 録運航管理者講習機関の登録		
（注）物資流通効率化法第十四条第一項（海上 運送法の特例）又は地域公共交通の活性化及 び再生にに関する法律第二十条（海上運送法 の特例）、第二十七条の五第一項（海上運送法 の特例）、第二十七条の十九（海上運送法的 る物資流通効率化法第六条第一項（総合効率 化計画の認定）の規定による総合効率化計画 の認定又は地域公共交通の活性化及び再生に に関する法律第十九条第三項（海上運送高度化 実施計画の認定）（同条第七項において準用す る場合を含む。（以下この号において同じ。）の 規定による海上運送高度化実施計画の認定、同法 同法第二十七条の三第二項（地域旅客運送サ ービス継続実施計画の認定）（同条第七項において準用す る場合を含む。（以下この号において同じ。）の 規定による地域公共交通利便増進実施計 画の認定若しくは同法第三十条第三項（新地		

許可件数	登録件数	登録件数	許可件数	許可件数	一件につき九万円
き九万円	千円	き一万五 千円	き九万円	一件につき九万円	一件につき九万円
（四）海上運送法第十 九条の七第一項（対外 旅客定期航路事業の登 録）の对外旅客定期航 路事業の登録	（四）海上運送法第十 九条第一項（貨客定期 航路事業）の貨客定期 航路事業の登録	（五）海上運送法第二 十一条第一項（旅客不 定期航路事業の許可） の旅客不定期航路事 業の許可（更新の許 可を除く。）	（二）海上運送法第三 条第一項（一般旅客定 期航路事業の許可） の許可（離島航路整備 法（昭和二十七年法律 第二百二十六号）第二 条第二項（定義）に規 定する離島航路事業に 係る許可その他政令で 定める許可を除く。）	（二）海上運送法第十 九条の六第一項（特定 旅客定期航路事業の許 可）の特定旅客定期航 路事業の許可（（一）の 離島航路事業に係る許 可その他政令で定める 許可を除く。）	（二）海上運送法第十 九条第一項（一般旅客定 期航路事業の許可） の許可（離島航路整備 法（昭和二十七年法律 第二百二十六号）第二 条第二項（定義）に規 定する離島航路事業に 係る許可その他政令で 定める許可を除く。）

(六) 海上運送法第二十二条第一項（一般不定期航路事業）の一般不定期航路事業の登録	登録件数	一件につき一万五千円
(七) 海上運送法第三十二条の二十六（登録安全統括管理者講習機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円
(八) 海上運送法第三十二条の四十第一項（登録運航管理者講習機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円
(九) 海上運送法第三十二条の四十一項（登録運航管理者講習機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円
百三十四 港湾運送事業の許可	登録件数	一件につき九万円
(一) 一般港湾運送事業の許可	許可件数	一件につき九万円
(二) 港湾荷役事業の許可	許可件数	一件につき九万円
(三) はしけ運送事業の許可	許可件数	一件につき九万円
(四) 檢査事業の許可又は検定事業の許可又は検量事業の許可	許可件数	一件につき九万円
百三十五 内航海運業の登録	登録件数	一件につき九万円
内航海運業法（昭和二十七年法律第一百五十一号）第三条第一項（登録）の内航海運業の登録	登録件数	一件につき九万円
百三十六 船舶職員に係る海技免許講習、海技免状更新講習若しくは登録船舶職員養成施設の登録若しくは小型船舶操縦者による登録特定操縦免許証更新講習若しくは登録特定操縦免許証更新講習若しくは登録電子通信移行講習の登録	登録件数	一件につき九万円
百三十七 船員派遣事業の許可	登録件数	一件につき九万円
(一) 船員派遣事業の許可	登録件数	一件につき九万円
(二) 船員の労働条件等に係る登録	登録件数	一件につき九万円
(三) 空港等の設置の許可	登録件数	一件につき九万円
百三十八 空港等若しくは航空保安施設の設置の許可、設計検査等に係る事業場の認定又は航空運送事業若しくは航空機使用事業の許可	登録件数	一件につき九万円
(一) 航空法第三十八条第一項（空港等又は航空保安施設の設置）の規定による空港等又は航空保安施設の設置の許可	登録件数	一件につき九万円
百三十九 貨物利用運送事業の登録若しくは許可又は事業計画の変更の認可	登録件数	一件につき九万円
(注) 中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）第五十七条第一項、第三項若しくは第四項（貨物利用運送事業法の特例）、地域再生法第十七条の五十六第一項（貨物利用運送事業法の特例）、物資流通効率化法第十条第一項若しくは第二項（貨物利用運送事業法の特例）	登録件数	一件につき九万円

(一) 船舶職員及び小型船舶操縦者法第十三条の二第一項（登録船舶職員養成施設の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円
(二) 船舶職員及び小型船舶操縦者法第七条の二第三項第三号（海技免状更新講習の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円
(三) 船舶職員及び小型船舶操縦者法第十三条规定による港湾運送事業の許可	登録件数	一件につき九万円
(四) 船舶職員及び小型船舶操縦者法第二十一条（登録船舶操縦者登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円
(五) 船舶職員及び小型船舶操縦者法第二十一条（登録船舶操縦者登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円
(六) 船舶職員及び小型船舶操縦者法第二十一条（登録船舶操縦者登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円
百三十七 船員派遣事業の許可	登録件数	一件につき九万円
(一) 船員派遣事業の許可	登録件数	一件につき九万円
(二) 船員の労働条件等に係る登録	登録件数	一件につき九万円
百三十八 空港等若しくは航空保安施設の設置の許可	登録件数	一件につき九万円
(一) 航空法第三十八条第一項（空港等又は航空保安施設の設置）の規定による空港等又は航空保安施設の設置の許可	登録件数	一件につき九万円
百三十九 貨物利用運送事業の登録若しくは許可又は事業計画の変更の認可	登録件数	一件につき九万円
(注) 中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）第五十七条第一項、第三項若しくは第四項（貨物利用運送事業法の特例）、地域再生法第十七条の五十六第一項（貨物利用運送事業法の特例）、物資流通効率化法第十条第一項若しくは第二項（貨物利用運送事業法の特例）	登録件数	一件につき九万円

(一) 航空法第二十二条第一項（登録検査機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円
(二) 航空法第二十二条第一項（登録検査機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円
百三十九 貨物利用運送事業の登録若しくは許可又は事業計画の変更の認可	登録件数	一件につき九万円
(注) 中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）第五十七条第一項、第三項若しくは第四項（貨物利用運送事業法の特例）、地域再生法第十七条の五十六第一項（貨物利用運送事業法の特例）、物資流通効率化法第十条第一項若しくは第二項（貨物利用運送事業法の特例）	登録件数	一件につき九万円

(一) 航空法第二十二条第一項（登録検査機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円
(二) 航空法第二十二条第一項（登録検査機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円
百三十九 貨物利用運送事業の登録若しくは許可又は事業計画の変更の認可	登録件数	一件につき九万円
(注) 中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）第五十七条第一項、第三項若しくは第四項（貨物利用運送事業法の特例）、地域再生法第十七条の五十六第一項（貨物利用運送事業法の特例）、物資流通効率化法第十条第一項若しくは第二項（貨物利用運送事業法の特例）	登録件数	一件につき九万円

				更の認定（同法第十六条第二項第五号の高度分離・回収事業を実施する区域の増加に係るものに限る。）
				（五）資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律第二十二条第一項（登録調査機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）
				百五十七 環境の保全に係る環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（平成十五年法律第二百三十号）
				第十一条第一項（人材認定等事業の登録）の人才認定等事業の登録
				（二）環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（平成二十一年法律第二十一条の八（体験の機会の場として提供される土地又は建物が二以上の都府県にわたる場合の認定等）の規定により読み替えて適用する同法第二十条第一項（体験の機会の場の認定）の主務大臣がする体験の機会の場の認定（更新の認定を除く。）
百五十八 登録特定原動機検査機関の登録	登録件数	認定件数	登録件数	登録件数
（二）特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）第十一条第一項（登録特定原動機検査機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	一件につき九万円	一件につき一万五千円	一件につき九万円	一件につき九万円

別表第二 非課税法人の表（第四条、第五条関係）	
名称	沖縄振興開発金
沖縄振興開発金	沖縄振興開発金融公庫法 （昭和四十七年法律第三十一号）
融公庫	港湾法
港務局	港湾法
国立健康危機管理研究機構	国立健康危機管理研究機構 （令和五年法律第四十六号）
理研究機構	国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）
国立大学法人	国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）
大学共同利用機	国立大学法人法
関法人	国立大学法人法
地方公共団体	地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）
地方公共団体金	地方公共団体情報システム （平成十九年法律第六十四号）
融機構	地方公共団体金融機構法 （平成二十五年法律第六十四号）
地方公共団体情	地方住宅供給公社法（昭和四十年法律第二百二十四号）
報システム機構	地方道路公社法（昭和四十五年法律第八十二号）
地方住宅供給公	地方独立行政法人法（平成十五年法律第二百十八号）
地方独立行政法	独立行政法人通則法（平成十一年法律第二百三号）及び 同法第一条第一項（目的等）に規定する個別法
人	（その資本金の額又は出資の金額の全部が国又は地方公共団体の所有に属しているもののうち財務大臣が指定をしたものに限る。）
独立行政法人	日本下水道事業公団法（昭和四十七年法律第四十一号）
日本下水道事業	総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）
日本司法支援セ	日本司法支援セ
ンター	日本下水道事業公団法（昭和四十七年法律第六十六号）

人を含む。)	一の三 銀 行 国 际 協 力 会 社 株 式	
第六条の三第九項 (定義)に規定する家庭的保育事業、同条第十項に規定する小規模保育事業所内保育事業(以下「家庭的保育事業等」といいう。)の用に供する建物の所有権の取得登記又は当該建物の敷地その他の直接に保育の用に供する土地の権利の取得登記による認定こども園を當する認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)第二条第六項(定義)に規定する認定こども園をいう。以下同じ。)の用に供する建物の所有権の取得登記又は当該建物の敷地その他の直接に保育若しくは教育の用に供する土地の権利の取得登記	律三成法力国式及第三法十(平行協会社法)	第三年二(平銀行協会社法)
別表第一第一第一号から第二十四号までに掲げる登記又は登録(法人税法)(昭和四十年法律第三十九号(定義)第二号)に規定する普通法のうち資本金法に規定する記載転又は登記又は登移定存特	登記	第一の三 銀 行 国 际 協 力 会 社 株 式

号十 九	額又は出資金の額 が政令で定める金 額以上の法人並び に相互会社及び外 国相互会社に係る 債権を担保するた めに受けた先取特 権、質権又は抵當 権の保存、設定又 は移転の登記又は 登録を除く。)	別表第一第一第一号か ら第二十四号まで に掲げる登記又は 登録(法人税法第 二条第九号(へ定 義に規定する普 通法人のうち資本 の額又は出資金 の額が政令で定め る金額以上の法人 及びに相互会社及 び外国相互会社に 係る債権を担保す るために受けた先 取特権、質権又は 抵當権の保存、設 定又は移転の登記 又は登録を除く。)	号五十七 法律第十九年 (平成十九年公庫法 及び株式会社法 策金融政策(平成 十九年公庫法)及 び日本政策金融 庫(平成十九年公 庫法)の四	本政策 金融公 庫	会社日 株式	一の四 会社法
---------	---	---	--	-----------------	-----------	------------

会合連合組合及び健康保険組合		四の二原子弹力発電機器備環境整備センターライ		五域臨海整備センターライ		号十一年法律第十七号	
記又は当該建物の敷地の用に供する百五十条第一項及び第五項(保健事業及び福祉事業)(同法第八十八条(準用)において準用する場合を含む。)の事業の用に供する建物の所有権の取得登記を証するものとし、その登記の登記	記又は当該建物の所有権の取得登記を証するものとし、その登記の登記	第一事務所用建物の所有権の取得登記又は当該建物の敷地の用に供する土地の権利の取得に供する土地の権利の取得	第一特定放射性廃棄物の最終処分に供する法の登記	第二特定放射性廃棄物の最終処分に供する法の登記	第三特定放射性廃棄物の最終処分に供する法の登記	第四の二原子弹力発電機器備環境整備センターライ	五域臨海整備センターライ
登記	登記	第一事務所用建物の所有権の取得登記又は当該建物の敷地の用に供する土地の権利の取得に供する土地の権利の取得	第一特定放射性廃棄物の最終処分に供する法の登記	第二特定放射性廃棄物の最終処分に供する法の登記	第三特定放射性廃棄物の最終処分に供する法の登記	第四の二原子弹力発電機器備環境整備センターライ	五域臨海整備センターライ
第一事務所用建物の所有権の取得登記又は当該建物の敷地の用に供する土地の権利の取得に供する土地の権利の取得	第一特定放射性廃棄物の最終処分に供する法の登記	第二特定放射性廃棄物の最終処分に供する法の登記	第三特定放射性廃棄物の最終処分に供する法の登記	第四の二原子弹力発電機器備環境整備センターライ	五域臨海整備センターライ	六六年法律第十七号	七七年法律第十七号
第一事務所用建物の所有権の取得登記又は当該建物の敷地の用に供する土地の権利の取得に供する土地の権利の取得	第一特定放射性廃棄物の最終処分に供する法の登記	第二特定放射性廃棄物の最終処分に供する法の登記	第三特定放射性廃棄物の最終処分に供する法の登記	第四の二原子弹力発電機器備環境整備センターライ	五域臨海整備センターライ	六六年法律第十七号	七七年法律第十七号

会社法 （昭和二十六年法律第五号）	社会福利法 （昭和二十六年法律第一号）	社会福利法 （昭和二十六年法律第二号）	社会福祉法 （昭和二十六年法律第三号）	社会福祉法 （昭和二十六年法律第四号）
登記	第一条第一項 （定義）に規定する社 会福祉事業の用に供 する建物の所有権の取 得登記（第三号に掲 げる登記を除く。）	第一条第一項 （定義）に規定する社 会福祉事業の用に供 する土地の権利の取 得登記（第三号に掲 げる登記を除く。）	第一条第一項 （定義）に規定する社 会福祉事業の用に供 する建物の所有権の取 得登記（第三号に掲 げる登記を除く。）	第一条第一項 （定義）に規定する社 会福祉事業の用に供 する土地の権利の取 得登記（第三号に掲 げる登記を除く。）
土地の権利の取 得登記	二　自己の設置運 営する学校（学校 教育法第一条（学校 校の範囲）に規定 する幼稚園に限 る。）の校舎等の所 有権の取得登記又 は当該校舎等の敷 地、当該学校の運 動場、実習用地そ の他の直接に保 育若しくは教育の 用に供する土地の 権利の取得登記	二　自己の設置運 営する学校（学校 教育法第一条（学校 校の範囲）に規定 する幼稚園に限 る。）の校舎等の所 有権の取得登記又 は当該校舎等の敷 地、当該学校の運 動場、実習用地そ の他の直接に保 育若しくは教育の 用に供する土地の 権利の取得登記	二　自己の設置運 営する学校（学校 教育法第一条（学校 校の範団）に規定 する幼稚園に限 る。）の校舎等の所 有権の取得登記又 は当該校舎等の敷 地、当該学校の運 動場、実習用地そ の他の直接に保 育若しくは教育の 用に供する土地の 権利の取得登記	二　自己の設置運 営する学校（学校 教育法第一条（学校 校の範団）に規定 する幼稚園に限 る。）の校舎等の所 有権の取得登記又 は当該校舎等の敷 地、当該学校の運 動場、実習用地そ の他の直接に保 育若しくは教育の 用に供する土地の 権利の取得登記
教育の用に供する 土地の権利の取 得登記	三　自己の設置運 営する認定こども 園の用に供する建 物の所有権の取 得登記又は当該建 物の敷地その他の 直接に保育の用に 供する土地の権利 の取得登記	三　自己の設置運 営する認定こども 園の用に供する建 物の所有権の取 得登記又は当該建 物の敷地その他の 直接に保育の用に 供する土地の権利 の取得登記	三　自己の設置運 営する認定こども 園の用に供する建 物の所有権の取 得登記又は当該建 物の敷地その他の 直接に保育の用に 供する土地の権利 の取得登記	三　自己の設置運 営する認定こども 園の用に供する建 物の所有権の取 得登記又は当該建 物の敷地その他の 直接に保育の用に 供する土地の権利 の取得登記
教育の用に供する 建物の権利の取 得登記	四　自己の設 置運營する認定 こども園の用に供 する建物の所有 権の取得登記	四　自己の設 置運營する認定 こども園の用に供 する建物の所有 権の取得登記	四　自己の設 置運營する認定 こども園の用に供 する建物の所有 権の取得登記	四　自己の設 置運營する認定 こども園の用に供 する建物の所有 権の取得登記

は同条第二十九項に規定する介護医療院若しくは老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十号）第二十一条の用に供する建物の所有権の取扱い登記又は当該建物の敷地の用に供する土地の権利の

る。のあ添書類
にる付限もがの